

フランス労働争議権の史的発展と理論形成 (二)

菊 谷 達 彌

目 次

- 序
- 第一章 フランス大革命より一八六四年法までの団結法の変遷
 - 第一節 大革命前後の労使紛争の禁止立法
 - 第二節 コアリシオンと禁止立法
 - 第三節 一八四八年革命とコアリシオン
- 第二章 一八六四年法の成立と争議行為
 - 第一節 一八六四年刑法改正とコアリシオンの自由
 - 第二節 グレーヴとコアリシオン、アソシアシオン
 - 第三節 アルバート・V・ダイシーの英仏団結法の比較
- 第三章 一八六四年法以後の争議行為法
 - 第一節 一八六四年法の下での労働争議
 - 第二節 争議「権」と争議の「自由」
 - 第三節 争議行為の民事上の効果論の形成 (以上本号)
 - 第四節 労働契約断絶をめぐる論点
 - 第五節 労働契約停止をめぐる論点
- 第四章 一九四六年憲法の下における争議権理論
 - 第一節 一九四六年憲法の争議権保障宣言

第二節 一九四六年憲法前文の影響下での論争

第三款 一九五〇年二月十一日法の成立

第四節 一九五〇年二月十一日法第四条の解釈をめぐる対立と決着

第五章 争議行為の概念、態様、正当性

第一節 グレーヴの意味

第二節 グレーヴの法概念の変遷

第三節 争議行為をめぐる判例の形成と視点

第一款 争議行為の主体

第二款 労務の不提供の意味

第三款 目的性

一 政治スト

二 連帯(同情)スト

第六章 争議行為をめぐる学説の視点

第一節 争議行為の資格付与

第二節 労働停止の意義

第三節 協議(コンセール)の存在

第四節 労働契約停止の例外と権利濫用理論

第五節 労働契約、争議行為と過失(フォート)理論

第一款 フォートの概念

第二款 フォートと労働法理

第三款 争議行為法とフォート・ルールド

第七章 違法争議行為とその法的責任

第一節 単数としての労働者

第二節 全体として違法な争議行為と参加者の責任

- 第三節 争議行為に伴う過失ある行為
 - 第四節 労働の自由への侵害行為——労働阻害、ピケッティング、職場占拠——
 - 第五節 争議行為参加者及び労働組合の損害賠償責任
- 第八章 争議行為と懲戒権及び法律上の制約
- 第一節 争議行為への懲戒権理論の参入
 - 第二節 企業における懲戒権への接近方法
 - 第三節 違法争議行為と懲戒権の機能
 - 第四節 争議行為と法律上の諸制約との関係——解雇制限、アンチ・グレーヴ手当、金員上の制裁制限——
- 第九章 争議権の規制
- 第一節 争議権規制の試み概観
 - 第二節 一九四六年憲法前文と争議権規制問題
 - 第三節 ドゥエーヌ判決と現今までの影響
 - 第四節 レジシオン法(徴用法)
 - 第五節 一九六三年七月三十一法の争議権規制、新しい問題点
- 第一款 公役務
 - 第二款 一九六三年七月三十一法の成立
 - 第三款 規制の適用範囲、内容、若干の問題点
 - 第四款 違反に対する制裁
- 第一〇章 争議行為對抗手段
- 第一節 作業所閉鎖
 - 第二節 グレーヴとロカウト
 - 第三節 ロック・アウトの法的価値判断
 - 第四節 ロック・アウトの法的性質、正当性判断
 - 第五節 ロック・アウトの法的効果、不可抗力、同時履行の抗弁権

序

争議行為が、個人主義的視野から把える法の分野において、極めてなじみ難い性質を有することは、争議法の歴史の中で普遍的に実証されてきた。このことは、争議行為を取り扱う法領域が、個人法から集団法へと漸進的転換することによって解決しようとする努力の中でなされてきた。この過程は、争議行為のような優れたこの社会に必然性をもつ社会的、経済的、心理的事実に法を接近させるか、逆に法の側にそれを順応させるかの争いでもあったといえよう。既に前者が社会的進歩にそうが故に否定すべくもない現実として当然に承認される以上、これを殊更に検討しなおす必要はあるまい。しかし、争議行為を貫く集団性の特質を団体法原理によって理解するとしても、このことが直ちに個人法と無縁な現象としてあらわれるものと即断してしまう根拠にはならないであろう。法のフィルターを通せば一つの集団単位に固まって見える個々人の行為も、社会的現実としては、構成員の個々の行動の総合、集積として把えられるのである。集団性の原理は、この各人の行為の総和を溶解して個別性を見出し難い総体として把えようとする希求より出発する。しかし、そうはいっても、この面から争議行為の権利としての性格の把握に接近しようとしても途は一つではない。ドイツ法のように、争議権は活動集団自体に属し、その行使が、団体を構成する単位体である自然人の一定の要件を充足する活動を通じて一個の争議権行使として法的に機能するのか、フランス法のように、争議権は本来個別的なものであり、その行使が、絶対的個人の活動としてではなく、団体の中での個々人の一定の要件を充足する活動の総和を通じて、活動集団全体としての一個の権利行使として機能を果すと見るのか、全く逆の発想のようにみえる理論構築が可能となる。それにもかかわらず、この両者は多くの場合、資本主義の申し子としての争議行為の必然性という共通地盤の上で、互いに合致する解釈面を持ち、また反対に、例えば山猫ストの解釈の場合のように互に遠ざかるものもある。いずれにしても、集団としての総体が、それを構成する個々人を取り巻く個人法の領域に一つの投影を生ずることは疑いない。集団法を単なる個別的諸関係の集

積として分解することではなく、集団法の側から眺望される個人法への投影ということである。その端的な局面としては、例えば、争議行為を行えば、争議行為参加者の労働契約上の諸義務は機能を果さなくなる。しかし、労働契約は依然として存続している。争議行為の労働契約関係への投射は、労働契約の全体を蔽うのか、あるいは、その一部のみを蔽い、集団的投射で蔽い得ない部分（日本では、しばしば争議に関係のない行為または部分という回避的な表現が用いられる）を依然として残存させているのか。この場合、争議行為中といえども従業員たる地位は存続するという事実の法による承認は、法的には個別的労働契約関係の中で説明し得るかどうかなどである。

争議行為中の労働関係は、多くの点で集団法と個人法との交錯を示している。この解釈は、集団法が個人法へ投げかける影の観察からの接近によって試みられることも可能であろう。そして、その両者については統一的な理解をするための努力が為されなければならない。フランス法での争議権生成の歴史は、個人法から集団法への連続性を保ちつつ今日に発展してきたが、それにもかかわらず日本法に馴染み難いものがあるとして遠ざけられる傾向があった。これには、フランスの歴史的に根強い個人主義的発想より出発する争議権への認識の相違もあろうが、契約停止理論、過失 (faute) 理論、制度理論、企業理論等の伝統的法技術、それが、あるものについては卓越した法技術と称されようとも、やはりそれらへの違和感とその主たる理由であるもののように思われる。

更に、フランス法の一つの特色としては、日常用語が割によく法文中に採り入れられることである。争議行為法でも、例えばグレーヴとかフォート（邦訳が困難であるが、ここでは過失と訳す）等である。また、フォートのようにイメージが日本法での故意、過失の表現と重複して混乱を生じやすいことも、まま生ずる。しかし、世界でも傑出した立法技術と評されるフォートの法的処理や、日常用語をあえて定義づけずに、学説・判例にゆだねる等のテクニクや発想には、日本やドイツ型法律と土壌にある程度の相違があることを前提として把握しつつ示唆を受ける面が多分に存在する。ともすれば、集団法はそれ自体で他の法領域とたもとを分つものとして説明を終えやすいこの領域を、永年にわたり真正面から

取り組んだフランス法の観察により、ある教訓を引き出すことは、やはり我々に有益なことを考えられる。

第一章 フランス大革命より一八六四年法までの団結法の変遷

第一節 大革命前後の労使紛争と禁止立法

フランス大革命は実質的には一七八九年から一七九五年の半ばまでであり、その間も一七九一年から一七九四年まで激しい政治的変転を繰り返すが、マクロの視野からは、この間を一つの基点として諸制度上の転換を見ることが出来る。この時期前後での自由と平等の理念あるいは思想的合意の下に、アンシャン・レژیムの封建的政治・法律秩序を覆して、集団による個人の自由意思の抑圧を排除する政治的、社会的要請が生みだされ、やがて昂揚する労働運動を専ら個人主義的次元において理解しようとしたことは、その後にあられる一連の諸立法によって如実に示される。

十八世紀後半に頓に激化する経済事情悪化は、都市部、農村部それぞれに旧秩序への不満を増大させ、食糧事情の悪化等の要因がとりわけ人権宣言に勇氣づけられた労働者達を食糧確保、賃金値上げ等の生活条件改善の運動に導いた。⁽¹⁾ただ、このような運動は大革命以後はじめて起こるわけではない。例えば、一七二四年のバリ靴下編工、一七三七年の織布工、一七七六年の製本工、一七八五年の建築工、革命一ヶ月前の帽子製造工のスト等のように今日でいう労使紛争に類似した現象も継続的に生じている。このような諸紛争も、スパルタクスの反乱を起源にする主人、雇主に対する抵抗運動という形での外形的類似で一括するのではなく、賃金を得て労働するという内容を持つ利害関係者間の対立に現在での労働争議との共通要素の存在を見出して、争議行為の前史的な現象として把握することは可能とされよう。もっとも、これらの運動に駆りたてる要因の中で最も主要なものは賃金問題よりも直接にはパンの値段であったといわれている。十八世紀のフランスの労働者は、収入の五〇％をパン、十六％を野菜、脂肪、葡萄酒、十五％を衣料、五％を燃料、一％を照明に用いる

のが普通であったという⁽²⁾。これらの労働者運動は、革命後、極めて尖鋭化するの是一七八九年一〇月当時であり、右に述べた食糧事情の悪化、特に小麦の欠乏が直接の原因となっていた。⁽³⁾

一七八九年一〇月二一日の戒厳令の布告は、革命後⁽⁴⁾、その最初の弾圧であろう。しかし、これは、特に労働者階級にだけ向けられたものとはいいい難い。因みに、一八三〇年代頃まで、労働者 (*ouvrier*) という言葉は、職人など手を使って働く者を指しているのが一般的であった。一八世紀の時代には、職人と同義語に用いられることもあり、独立手工業者や小工場の親方にも拡げて用いられるのは通常のことであり、富裕な手工業経営者さえ含めていうこともあったという。⁽⁵⁾

戒厳令以前では、裁縫職人、理髪職人、靴職人、木工職人等の賃上げ要求、相互扶助団体設立の運動が行われ、一七九一年までのものでは、特に印刷、木工関係の労働者の要求運動が活発であった。木工関係では、最低日給を五〇スーとする規則を作成し、組合員にこの線を守ることを要求する友愛組合を設立している。

この戒厳令は、当時、投機師の横行により食糧価格が急騰したことに対し民衆の不満が増大し、各所に騒擾が発生、拡大する傾向があらわれたことに対処したものであった。とはいえ労働条件の悪化、失業の増大が労働者の境遇を窮地に追い込んだことに不満を強く示して、その改革を要求した勢力に労働者の階層を広く含めていたことは事実であり、この戒厳令が労働者達を抑圧する機能を果たしたことは否めない。この *loi inattendue* は、騒乱に際して武力の発動ができること⁽⁶⁾ (第一条)、武力発動宣言を街路に掲示し、赤旗を街角に立てる (第二条) とした。抑圧と抵抗の繰り返しに対し、政府は、一七九一年、パリの一万五〇〇〇人の失業者を救済するため授産場を設置し、パリ市当局は、同年、賃金に関する一七九一年四月二二日命令を出した。この命令は、賃金は合意に基いて決定さるべきであり、能力差によって異なることはあっても、労使共にかなる賃金率をも強制されるものではなく、公権力はこれに干渉すべきではないとする原則を示した。これは、労働者側の組織的な要求活動に対抗する雇主側の反撃が成功したものである。雇主側は、労働者側の賃金値上げ要求が暴力的であること、経済事情が賃上げを許さず、公権力によるその決定は雇主側に重大な打撃を与えるものである

として、公権力の介入を拒否する陳情を続けた。問題は、市当局の力の範囲を越え、国民議会へ引きつがれた。雇主側は、「今日、一般的意思を強制する団結は、明日、より甚しい要求を提示することを可能とする。行政当局は、可及的速やかに労働者の団結を阻止すべきである」と主張し、これに対して労働者側は、「この宣言（人権宣言）が最も貧困でありかくも永く事業主の専断にさらされてきた階級の役に立つであろうと、国民議会はきつと予測していたに違いない。それに、もし我々が、親方と同様に訴えようとすれば、彼等ができるだけ労働者に少額を支給するために毎日集合し、団結し、協定しているというであろう。……彼等はきつとそれを否定するだろう。しかし、それについては証拠がある」として、雇主こそ賃金引下げのために団結して居り、労働者側としては組合による対抗手段を探る他はないと主張する。そして、親方に急な仕事（*ouvrage bien pressé*）ができた機会を利用して、取り決められた賃金以上の支払を親方に要求するようなやり方はしないと一つつましさも持っていた。こうした労使対立の請願合戦を受けて、国民議会は、ル・シャプリエ法の制定に着手することになる。同法の成立に主要な役割を果たした第三階級の代議士ル・シャプリエ（Isaak René Guy Le Chaplier, 1754—1794—弁護士）の名を冠せられる一七九一年六月一四—一七日法である。⁽⁷⁾この法律は、「同一身分・職業の労働者・職人の集合に関する法律」という名称を持つ。

その内容は、次のようなものである。

あらゆる種類のコルポラシオン（職団）の禁止の再確認（第一条）。

労使双方の団体内部の組織、申し合せ等の禁止。この禁止は、同じ身分あるいは職業にある市民（*les citoyens d'un même état ou profession*）、企業主（*entrepreneurs*）、店舗を有する者（*ceux qui ont boutique ouverte*）、何らかの技術を持つ労働者及び職工（*les ouvriers et compagnons d'un art quelconque*）に及び、彼等が集合する場合、彼等のいわゆる共通利益に基づき、（*sur leurs prétendus intérêts communs*）規則を作成することは出来ず、長（*président*）、書記（*secrétaire*）、委員（*syndic*）を任命すること、決定あるいは決議（*arrêt ou délibération*）をなすことは禁止される（第二条）⁽⁸⁾。

一つの身分あるいは職業の名の下での諸要求に対し、行政府、市町村当局は、その受理、回答を發することは出来ず、かかる決議の無効を宣言し、決議の持続、実行を阻止するための監視をなさねばならない(第三条)。

これらの合意(Convention)、決議は違憲であり、自由と人権宣言に対する侵害であり無効であること。行政府、市町村当局は、無効の宣言を發する義務を課せられ、合意、決議等のイニシヤチヴをとつた者に五〇〇リヴルの罰金を科し、加えて公民としての能力に一定の制限をなす(第四条)。

行政府、市町村当局の構成員に対する義務(第五条)。

事業主、職人(artisan)、労働者に対し、あるいは低い賃金で満足している者に対して、前述諸条項の内容を強制する脅迫(menaces)がなされた場合には、一〇〇〇リヴルの罰金、三ヶ月の禁錮(第六条)。

憲法により労働及び産業に承認される自由を行う労働者に対して、脅迫あるいは暴力(violences)を用いる者は、刑事手続により、公共の安寧の妨害者(perturbateurs du repos public)として処罰(第七条)。

職人、労働者、職工、日雇労働者(journalier)により構成され、且つ、彼等によって煽動されて労働及び産業の自由な行使に反対して集合した団体(attroupement)は暴徒とみなし解散せしめられる。右の主謀者、煽動者、指導者、暴力行為をなした者は、暴徒として処罰される(第八条)。

コルポラシオンが反革命の源泉となることを恐れて、これを全面的に否定しようとしたことは、この法律の内容に明瞭にあらわれている。特に第一条に見られるように、ル・シャブリエ法の三ヶ月前に出された一七九一年三月二一―一七日アラルド命令により確認されたコルポラシオン禁止そのものである。コルポラシオンの禁止は、特に革命後に始つたというものではない。もともと労働の組織を意図したコルポラシオン強化策が、やがて後にコルポラシオンの独占的傾向の拡大化によって批難を受けるに至る。フランスの王制末期における経済危機について、ケネーは、ミラボー、デュ・ボン等と共に学派を形成して重農主義的経済批判を行うが、テュルゴーはこの影響を強く受け、これに労使関係の視野をとり入れ

た。彼は、既に、「間接税」(一七六七)、「価値と貨幣」(一七六九)、「富の形成と分配とに関する考察」(一七七〇)等を發表していたが、このテュルゴー (Anne Robert Jaques Turgot, 1727-1781)⁽¹¹⁾がリムーザンの知事時代の経験からあたためていたコルポラシオンの危機改革案を実現させたテュルゴー勅令 (Edit de Turgot, 一七七六年二月)の実現により、全ての者は「いかなる資格、いかなる条件であれ、外国人に対してさえ、全ゆる分野での商業あるいは技芸および手職の自由」を有し、複数の職業を営むことも自由(第一条)として、コルポラシオンの解体を図った。そして、全ての親方、仲間、労働者、徒弟に対して、いかなる口実にせよ結社あるいは集会をなすことを禁じた(第十四条)。しかし、特権階層の反撃を受け、後にテュルゴーは任を解かれ、テュルゴー勅令の半年後には、一七七六年八月勅令でコルポラシオンは再生している。続いて革命の成就により、労働の自由が強く要請されることになり、コルポラシオンはまたもや禁止されることになる。これが前述のアラルド命令である。同命令は、全ての職業上の特権を禁止し、何人も自己の欲する取引をなし、あるいは職業、技芸、手職を行う自由がある(第七条)ことを宣言した。⁽¹²⁾しかし、アラルド命令は、立法の不備により、職業上の集団を十分に排除することができず、特に親方階層による労働者の団体に対する攻撃が高まっていた。

ル・シャプリエ法は、このような事情を背景にして立案された。⁽¹³⁾憲法制定委員会で、ル・シャプリエは、コルポラシオンを再生するために請負人、親方、労働者達に様々な強制、暴力が用いられていること、そのために混乱が生じていること、仕事の供給や病人の扶助等が分配の不都合さの故にコルポラシオンを再生させる傾向を生みだしていること、これ等は国家が行うことであり、団結の強制は政治上有害であること、賃金は高くはないが、賃金は個人の自由な契約により定められるべきものであり他から定められる賃金率によるべきものではない。⁽¹⁴⁾従って、雇主側の賃金引下げの団結も労働者側の賃金値上げの団結も同様に否定されるべきことを提案している。

ル・シャプリエ法成立の契機の一つとなった一連の請願運動の中で、労働者側が、事業主の団結、協定の不当を訴えているが、ル・シャプリエの報告は、予定される法律が、コルポラシオンの打破、労働の自由の徹底した追及を原則としな

ければならない所から、この労働者達の主張にも応ぜざるを得なかつたであろう。ただ、このことをもって、労使平等の取扱いが為されたというわけではない。ル・シャプリエが、そして、それを支える委員会の支配的意識が、使用者側の団結を労働者側のそれよりも無難と見ていたのは、ル・シャプリエの提案理由報告や同法のその後の適用の事実から見て明らかである。¹⁵⁾

憲法制定議会から法案の提案理由報告者として指名されたル・シャプリエは、一七九一年六月一四日にその報告を行った。彼は、「賃金が合理的にいかにほどでなければならぬかの検討はさておき、受け取る賃金が、生活ぎりぎりの需要の欠乏が生み出し、ほとんど奴隷的であるこの絶対的従属から脱れるためには、現在あるよりももう少し多額でなければならぬ¹⁶⁾」としつつも、その額は、「各労働者につき日当を決定するのは、個人と個人との自由な取り決め (convention) である。次に、労働者が彼を雇う者となした取り決めを守るのは労働者である。」¹⁷⁾という。そして、その論調は、正面からは、コルポラシオンの排斥とそれ故に全く個人の行動に基づく社会的関係の形成の原則論である。「王国内に拡がり、すでに、彼等の間に連絡がなされたこれらの集会の目的は、労働の日当を値上げするように仕事の請負人、前述の親方を強制すること、彼等の仕事場で雇われている労働者や個人が示談での取り決めをすることを妨げること、これらの集会で定められた日当の率や、その首魁が認めるその他の諸規制に従う義務を登録簿上に署名させることである。それらの諸規則を実行させるために暴力が用いられさえしており、労働者が認めた賃金で満足しているのに、仕事場を放棄するよう強制され、仕事場を立ち退かされ、そして、すでに多数の仕事場が反発し、種々の混乱が生じている。」¹⁸⁾「恐らく、共通利益を主張して集会をもつことは、ある職業をもつ市民達に許されなければならないではあろう。しかし、国にはもはやコルポラシオンはない。もはや各個人の個々の利益と一般的利益しかない。中間的な利益 (un intérêt intermédiaire) を市民に鼓吹すること、コルポラシオンの精神によって国家 (la chose publique) から彼等を引き離すことは許されない¹⁹⁾」。しかし、共済組織 (la mutuelle) 自体は禁止すべきものではなく、「これらの救済金庫 (ces caisses de secours) は有益であると思わ

れる。しかし、生存のために労働を必要とするものにそれを供給し、身体障害者に扶助を与えるのは国であり、国の名においての官吏である。」⁽²⁰⁾と述べる。

立法者は、コルボラシオンの復活が反革命に結びつくことを恐れると共に、一貫して底流に流れる労働者の団結への反感を、自由意思と平等の原則という市民に共通の観念の中に組み込む技術的操作の中で処理しようとしたと見ることでできる。

この憲法制定委員会では議席にある代議士達は誰も異議を提起せず、法案は満場一致で可決された。ロベスピエールは無言で押し通し、マラーも見放していた。⁽²¹⁾王家逃亡のヴァレンヌ事件の一週間前であり、この時期は、フランス革命の時期でも比較的騒動の少い時である。

早くから同法に関心を持ったマルクスは、この法律の持つ性格をこのように言う。「一七九一年六月一四日の布告によつて、ブルジョアジーは、いつさいの労働者団結を「自由と人権宣言との侵害」だと宣言し、五〇〇リーヴルの罰金と一年間の公権剥奪とで処罰されるべきものとした。この法律は、資本と労働とのあいだの競争戦を警察権によつて資本に好都合な限界内に押しこむのであるが、それは、いくつもの革命や王朝交替を乗り越えて存続した。恐怖政治でさえもこれには手を触れなかった。それは最近やつと刑法典から抹消されたばかりである。このブルジョアのクーデタの口実以上に特徴的なものはない。報告者ル・シャブリエは次のように言う。「労賃が現在よりも高くなることによつて、労賃を受け取る人が生活必需品の欠乏に起因するほとんど奴隷的従属にも等しい絶対的従属から脱することは望ましい」とはいえ、労働者が彼らの利害について協定し、共同的に行動し、それによつて彼らの「ほとんど奴隷状態にも等しい絶対的服従」を緩和しようとすることは許されない。なぜならば、彼らはまさにこうすることによつて「自分たちの以前の親方である今の企業家の自由」(労働者を奴隷状態にする自由!)を侵害することになるからであり、また、以前の同職組合親方の専制に対抗する団結は——なにを言うことやら!——フランス憲法によつて廃止された同職組合の再建だからである!」⁽²²⁾。

同法が労働者団結とそれに伴う紛争議を嫌悪したことは、同法成立過程と照し合わせるにより容易に読みとることができ、前述したように、また早くからジャン・ジョレスが指摘し、今日の歴史家が語るように、この時期の労働者階級の形成は旧制度を引きつぐ未だ萌芽期にすぎなかったことから見て、立法者が、将来を見越して労働者階級弾圧政策の格好の端緒としたのかは、結果から客観的に判断するしかない。しかし、発足する市民法理の中で不可避免的に生ずる階級形成との矛盾相克の出発点としての位置付け、これが階級立法としての性格を労働者団結運動弾圧の役割で示した歴史的事実から、このような視野での団結禁止法という呼び方が一般化することは、あながち的をはずれたものではない。⁽²³⁾

- (1) フランス革命当時の社会的背景事情については、主として Dolléans, Debove : Histoire du Travail en France, 1953; G. Lefebvre : La Révolution Française, peuple et civilisations, histoire générale, XIII, 1957; A. Soboul : La Révolution Française, 1789-1799, 1951; G. Lefebvre : Quatre-Vingt-Neuf, 1939; J. Montreuil : Histoire du Mouvement Ouvrier en France, des origines à nos jours, 1946; P. Nicole : La Révolution Française, 1948. ジャン・ジョレス、佛蘭西大革命史、村松正俊訳、平凡社、シヨルジュ・リュエデ、フランス革命と群衆、前川貞次郎、野口名隆、服部春彦共訳、ミネルヴァ書房、アルベール・ソプール、フランス革命と民衆、井上幸治監訳、小井高志、武本竹生訳、新評論を参照した。
- (2) リュエデ、前掲書が、Labrousse : Esquisse du Mouvement des Prix et des Revenus en France au XVIII^e siècle. から引用したもの。
- (3) A. Soboul : La Révolution Française, 1789-1799, p. 62. では、旧制度の最後の数年は、一七二一―四六年に比して物価が六五%上昇したが賃金は二二%しか上昇しなかったとしている。フランソワ・バレー、労働の歴史、クセシユ、七五頁では、生活費上昇は五〇―六〇%で賃金上昇は二六%以下と述べている。
- (4) 旧制度下の団結と争議について Paul Pic : Traité Élémentaire de Législation Industrielle, Les Lois Ouvrière, 6^e éd., p. 186 et s.; Hélène Siney : La Grève, Traité de Droit du Travail, tom. 6, p. 1 et s.
- (5) リュエデ、前掲書、二二六頁以下。
アカデミー・フランセーズ編の辞書は、一九三五年以降に労働者の定義を近代的意味での賃金労働者として用いたという(同書二七頁)。

フランスにおける労働者階級の生成について Georges Dupeux : La Société Française, 1789-1960, collection U, série <Histoire contemporaine>, 1964, p. 141 et s.

(6) この赤旗に関しては、後の二月革命に際してパリ労働者が、社会主義的共和国の建設と、赤旗を国旗に指定するよう要請したことに對して、臨時政府閣僚に加わったラマルティエヌは、「私は死ぬまで、こんな血まみれな旗を拒否しつづけるだろう。そして諸君は、私以外にもっとそれを否定すべきである。何故なれば、諸君の持っている赤旗は、かつて人民の血の中を引きづられ、シャン・ド・マルスを一まわりしたにすぎないが、三色旗は、祖国の名前、祖国の栄光と自由と共に世界をめぐったのだから。」と語っている (Lavisse : Histoire de France contemporaine, 1921, tom. VII, p. 12-13.)。

(7) ル・シャプリエ法についての詳細な日本文献として、恒藤武二「フランス労働法史」法学理論篇「二〇頁以下。

(8) 第二条は、集合自体を禁止しているわけではない。これについて J. Montreuil, op. cit., p. 44. で「コルナエ (Emil Cornart, p. 183.) の作品を引用して、集会の暗黙の承認は、同業組合の構成員への逃げ道を与えるためになつておいたのか？ 職人間での伝承では、ル・シャプリエは、彼等の伝統の一つを教えて、彼等の団体を維持することを許さうと思つていたと確言している」としてゐる。

(9) 一七九一年九月憲法は、国民を能動的市民 (citoyens actifs) と受動的市民 (citoyens passifs) とに分け、能動的市民だけが選挙権を有するとした。この用語を考え出したシェイエスは、受動的市民は、「彼等の人格、財産、自由」を有するが、「公権力の形成に積極的に参加する」権利を有しない。能動的市民は、「社会的大企業の眞の株主 (les vrais actionnaires de la grande entreprise sociale)」であるとする。選挙資格は、第一次選挙資格については、三日間の賃金に相当する金額を國に納付する者に制限され、第二次選挙資格は、一〇〇-四〇〇日の賃金に相当する直接税の納付者となる。従つて、第二次選挙の際には、低所得者層特に労働者大衆はその多くが排除された (Soboul : La Révolution Française, op. cit., p. 127.)。

(10) 一七九一年六月一四-一七日法 (ル・シャプリエ法)。

Loi relative aux rassemblements d'ouvriers et d'artisans de même état et profession.

Article premier. — L'anéantissement de toutes les espèces de corporations des citoyens du même état et profession étant l'une des bases fondamentales de la Constitution française, il est défendu de les rétablir de fait, sous quelque prétexte et sous quelque forme que ce soit.

Art. 2. — Les citoyens d'un même état ou profession, les entrepreneurs, ceux qui ont boutique ouverte, les ouvriers et compagnons d'un art quelconque ne pourront, lorsqu'ils se trouveront ensemble, se nommer ni présidents, ni secrétaires, ni syndics, tenir des registres, prendre des arrêtés ou délibérations, former des réglemens sur leurs prétendus intérêts communs.

Art. 3. — Il est interdit à tout corps administratifs ou municipaux de recevoir aucunes adresses ou pétitions sous la dénomination d'un état ou profession, d'y faire aucune réponse ; et il leur est enjoint de déclarer nulles les délibérations qui pourraient être prises de cette manière, et de veiller soigneusement à ce qu'il ne leur soit donné aucune suite, ni exécution.

Art. 4. — Si contre les principes de liberté et de la Constitution, des citoyens attachés aux même professions, arts et métiers prenaient des délibérations, faisaient entre eux des conventions tendant à refuser de concert ou à raccorder qu'à un prix déterminé le secours de leur industrie ou de leurs travaux, lesdites délibérations et conventions, accompagnées ou non du serment seront déclarées inconstitutionnelles, attentatoires à la liberté et à la déclaration des droits de l'homme, et de nul effet : les corps administratifs et municipaux seront tenus de les déclarer telles. Les auteurs, chefs et instigateurs qui les auront provoquées, rédigées ou présidées seront cités devant le tribunal de police à cinq cents livres d'amende et suspendus pendant un an de l'exercice de tous droits de citoyens actifs et de l'entrée dans les assemblées primaires.

Art. 5. — Il est défendu à tous corps administratifs et municipaux à peine pour leurs membres d'en répondre en leur propre nom, d'employer, admettre ou souffrir qu'on admette ceux des entrepreneurs, ouvriers ou compagnons qui provoqueraient ou signeraient lesdites délibérations ou conventions si ce n'est dans le cas où, de leur propre mouvement, ils se seraient présentés au greffe du tribunal de police pour les rétracter ou désavouer.

Art. 6. — Si les délibérations ou conventions, affiches apposées, lettres, circulaires contenaient quelques menaces contre les entrepreneurs, artisans, ouvriers ou contre ceux qui se contenteraient d'un salaire inférieur, tous auteurs, instigateurs et signataires des actes ou écrits seront punis d'une amende de mille livres chacun et de trois mois de prison.

Art. 7. — Ceux qui useraient de menaces ou de violences contre les ouvriers usant de la liberté accordée par les lois constitutionnelles au travail et à l'industrie seront poursuivis par la voie criminelle et punis selon la rigueur des lois comme perturbateurs du repos public.

Art. 8. — Tous attroupements composés d'artisans, ouvriers, compagnons, journaliers ou excités par eux contre le libre exercice de l'industrie et du travail, appartenant à toutes sortes de personnes et sous toute espèce de conditions convenues de gré à gré, ou contre l'action de la police et l'exécution des jugements rendus en cette matière, ainsi que contre les enclères et adjudications publiques de diverses entreprises, seront tenus pour attroupements séditieux et comme tels seront dissipés par les dépositaires de la force publique sur les réquisitions légales qui leur seront faites et punis selon toute la rigueur des lois sur les auteurs, instigateurs et chefs desdits attroupements et tous ceux qui auront commis des voies de fait et des actes de violence.

- (11) テュルゴーは、ルイ十六世即位と共に一七七四年八月に財務総監に就任している。彼が、このとき、施策の重点としたものは、コルボラシオンの解体の他、穀物取引の自由、税制改革であった。
- (12) Art. 7. — Il sera libre à toute personne de faire tel négoce, ou d'exercer telle profession, art ou métier, qu'elle trouvera bon (Encyclopédie Dalloz, Répertoire de droit social, et du travail, II, p. 99). Lyon-Caen : Manuel de Droit du Travail et de la Sécurité Sociale, p. 9. ㄷㄹ Il sera libre à toutes personnes d'exercer dans notre royaume tout espèce de commerce ou telle profession, art et métier que leur semblera. ㄷㄹㄱㄴ G. H. Camerlynk, G. Lyon-Caen : Droit du Travail, II^e éd., Précis Dalloz, p. 7. ㄷㄹは前記 Répertoire ㄷㄹ同文 (一部省略) ㄷㄹㄱㄴ. P. Pic : Traité Élémentaire de Législation Industrielle, p. 67—68, E. Dolléans, G. Dehove : Histoire du Travail en France, p. 134, note 13, 等々 Répertoire と同文であり、この方が正しいと思われる。
- 実際に特権の廃止が宣言されたのは、一七八九年八月四日の夜の憲法制定議会においてであるが、その後、これを明文化した規定が作られなかったので一ヶ年半にわたって特権は持続された (Dolléans, Dehove, op. cit., p. 134, note 13; Pic, op. cit., p. 67—68)。ルイ一四世の一六七三年三月一三日勅令におけるコルボラシオンの報告にㄷㄹㄱㄴ Pic, idem, p. 65 et s.
- (13) 憲法制定委員会を指す。ル・シャブリエ法案が上程された時には国民議会 (Assemblée Nationale) は、既に、憲法制定議会 (Assemblée Nationale Constituante) と呼称を変えていた (一七八九年七月九日改称)。
- (14) 山中篤太郎「フランス社会政策の展開」、国家学会雑誌五四巻七号一五—一七頁は、提案理由報告の内容を、一、ギルド反対、二、政治への危険、三、労賃論からなると分析する。恒藤、前掲書、二八頁以下。
- (15) Cf. J.-P. Bouère : Le Droit de Grève, p. 26 et s.
- (16) J. Montreuil : Histoire du Mouvement Ouvrier en France, p. 44.
- (17) idem, p. 43.
- (18) idem, p. 43.
- (19) idem, p. 43.
- (20) idem, p. 43.
- (21) idem, p. 44.
- (22) マルクス、資本論、第七篇第二四章、大内兵衛、細川嘉六監訳、マルクスⅡエンゲルス全集第二三巻第二分冊、大月書店、九六八—九六九頁。
- (23) 「突然に同職団体制度 (régime corporatif) へと続く、結社の自由という対重 (contrepois) のない (一七九一年六月一四—一七日) 法、いわゆるシャブリエ法による禁止) 自由競争の制度は、多分、個人のエネルギーを刺激し、生産を過度に増大させる幸運な

結果をもたらしたろう。しかし、この国家の否定し得ざる進歩は、労働者大衆に対しては、期待される幸運な結果を全くもたらさなかった。経済競争は生産の二大要素たる資本と労働との間の永続的強調に貢献するどころか、屢々最も重大な紛争を惹き起すのみであった。「過渡的時代の立法者は、破壊してきた旧産業の枠組の再構築を恐れて、これらの紛争を終息せしめるために抛り所とするのは、先ず抑圧ということであった。今日では大部分の立法が、労働者に彼等の共通利益の防衛について協議することを認める権利の最も正当な表明を妨げるために、最も断固たる処置がとられた。」(P. Pic : *Traité Élémentaire de Législation Industrielle, Les Lois Ouvrières, 6^e éd., 1931, p. 72.*)

第二節 コアリシオンと禁止立法

ル・シャプリエ法が公布された同じ年、更に、団結禁止を目的とする一連の諸法が現れる。即ち、同年七月一九—二二日法(第二五、二六条)、七月二六日—八月三日法(第九、一〇条)、九月二五日—一〇月六日刑法典第四部、九月二八日—一〇月六日農事法典等であり、団結禁止は農業労働者にも拡張していく。

共和暦二年霜月二二日(一七九三年一月一二日)命令は、国に雇用される労働者のコアリシオン(後述)を禁止した。同法は、国に雇用される労働者の団結が単に罷業を目的とするためのものである時も勿論、彼等がその要求を集団的に陳情することもまた禁止し、更に、このような労働者の行動について、管理者、作業場の長がこれ等を予見し、阻止することができず罷業にまで発展した時には、管理者、作業場の長にも責任を負わせた。

前月の末日にはジロンド派の議員達が処刑され、六日前には革命の火付け役にもなったオルレアン公フィリップ(フィリップ・エガリテ)が処刑されたり、六日後にはナントの大量溺死刑が行われる等、革命は目まぐるしく変転するが、ここコアリシオンの諸立法については、これらの背景には影響された形跡はない。

一七八九年一二月に発行されたアシニヤ紙幣の暴落は、一七九二年の春頃から顕在化し、生活費は高騰し国家経済の混乱を惹き起した。同じ共和暦二年には雪月二三日(一七九三年一月一二日)法が、アシニヤ紙幣製造マニユファクチュール

ルにおけるコアリシオンに対して、そのコアリシオンが労働を停止する目的をもってなされたものであれば、作業場の静穏を保つ義務に対する侵害であると見なし、それを一切禁止した。そして、各労働者は、個々人の行動を通じてのみ自らの要求を提出することが許された。従つて、正式な証明を受けた病氣、病弱等でなければ労働を停止することができず、労働者の連帯性を全面的に否定することによりその集団行動を封じた。こうして、紙幣価値の麻痺による国家の危殆を回避する試みがなされたが、暴落した貨幣価値と食糧・生活必需品の不足による不安のため、他の分野の労働者同様紙幣産業労働者の罷業を抑えることはできなかった。^③

一七九九年一月九日、いわゆるブリュメール一八日のナポレオンによるクーデタ成功に続く第一執政時代の下では、一八〇〇年八月から始まり一八〇四年三月に完成する民法典が、労働争議法史上注目されなければならない。これはやがて争議行為の民事上の効果をめぐる論争の基点となる。

続く共和暦二年芽月二二日（一八〇三年四月二二日）法は、サン・ジャン・ダンジェリー (Regnault de Saint-Jean-d'Angely) の報告に基づいて採決され、コアリシオンに関する規定と労働者手帳^④に関する規定を置いた。コアリシオンに関しては、集団的な労働の停止・阻害・賃金引上げのための団結を全て禁止し、団結する労働者達が同一の仕事に従事していることは必要ではないとされ、従来^⑤の禁止よりも一層幅広い制限がなされた。同法に該当する団結ありとされるには、それを実行に移す試みがなされ、あるいは開始されることが要件とされる（第六、七条）。この団結禁止は、従前同様に労働者について（第七条）だけでなく、使用者にも適用される（第六条）。即ち、同法の下では、使用者は、「不当に且つ濫りに」^⑤賃金を引下げるために団結したとき禁止の対象となる。しかし、使用者側の違反については一〇〇乃至三〇〇フランの罰金、必要あれば一ヶ月以下の禁錮とされるのに対し、労働者側のそれは三ヶ月以下の禁錮のみである。ル・シャプリエ法以来、労使双方に団結禁止を要求してきた立法者は、常に使用者に寛大であったが、この一八〇三年四月一二日法もそれを明瞭に示した。労使双方の団結を禁止しても、使用者の違反は多くが罰金でのがれ、労働者側については

禁錮しか道はなかった。⁽⁶⁾

この不平等を継受したのが一八一〇年刑法典である。同法は、労使双方のコアリシオンを禁止し(第四一四―四一六条)、あわせて結社の制限を規定した(第二九一条)。コアリシオンについては、労働者は、労働の停止・阻害・賃金値上げのためのコアリシオンを禁止され、違反者は一乃至三ヶ月の禁錮、首謀者は更に二乃至五年間警察の監視下に置かれる。使用者は、賃金の切下げを「不当に且つ濫りに」図り、その企図を実行に移す行為がなされたときに禁錮、罰金が科される。禁錮は六日乃至一ヶ月であり、罰金は二〇〇乃至三〇〇フランと、労働者よりも非常に軽くなっている。労働者側は一八〇三年四月一二法同様罰金の規定はなく(後の改訂で挿入される)、常に禁錮のみであった。⁽¹⁰⁾ こうした罰則の不平等は、単に革命立法のブルジョアの性格や労働者に対する警戒から来しているというだけでなく、他の理由として、当時労働者階層が無資力者が多かったために、労働者に対しては罰金刑を科さず禁錮刑のみを科したという事情があるとされている。⁽¹¹⁾

一八一〇年刑法典制定後の労働運動は、機械主義の出現により新しい様相を帯びてくる。機械主義の発展により、近代のプロレタリアートが漸次増加する傍、古い型の手工業労働者は、機械主義による失業、労働条件の悪化を恐れて、機械的反対、労働条件改善の運動を展開する。特に、王制打倒を指す一八三〇年革命の成功後、その活動は屢々暴動をともし、罷業の発生となつてあらわれる。⁽¹²⁾ 一八三一年のリヨン絹織物労働者達の蜂起は最も有名である。主として旋盤工を中心とする前二回の暴動につぐこの蜂起は、労働者だけが労働条件の改善を目指して闘ったことや階級意識を表面にあらわして闘いが終始されたことにより、労働者達の敗北にかかわらず多大の教訓を残した。⁽¹⁴⁾ その後、労働者による罷業はますます増大し、労働者の連帯も全国的組織に拡大する。一八三一年の石工の罷業、一八三二年から翌年にわたるパリの大工の罷業は特に大きいものであった。一八三三年のリモージュでの陶磁器工の罷業は、抵抗団体の支持の下に、二〇%の賃金値上げを要求して闘った。同年、アンザンの鉞夫、サント・マリ・オー・ミヌの織工、パリのパン職人の罷業が行われている。政府は、こうした労働者達の集団的行動に対して、一八三三年一〇月、団結禁止を更に強化する法案を作成し、ま

年	件数	人員数	無罪	一月以上の禁錮	一月未満の禁錮	罰金のみ	情状酌量されたもの
1825	92	144	72	1	64	7	19
1826	40	244	62	3	136	43	66
1827	29	136	51	2	74	9	53
1828	28	172	84	0	85	5	38
1829	13	68	26	1	39	2	9
1830	40	206	69	2	134	1	87
1831	49	396	104	0	279	13	204
1832	51	249	85	1	140	23	97
1833	90	522	218	7	270	27	219
1834	55	415	155	7	227	26	164
1835	32	238	84	1	141	12	115
1836	55	332	87	0	226	19	160
1837	51	300	64	5	167	64	193
1838	44	266	86	1	135	44	136
1839	64	409	116	3	264	26	236
1840	130	682	139	22	476	45	292
1841	68	383	79	0	237	67	218
1842	62	371	80	2	263	26	231
1843	49	321	73	0	240	8	188
1844	53	298	48	0	201	49	78
1845	48	297	92	3	78	124	145
1846	53	298	47	0	220	31	177
1847	55	401	66	2	301	32	247
1848	94	560	124	2	399	35	285
1849	65	345	61	1	241	42	199
1850	45	329	59	14	182	74	203
1851	55	267	33	6	199	29	183
1852	86	573	119	2	396	56	308
計	1,596	9,222	2,383	88	5,814	939	4,550

使用者側は――

1846	3	18	14	—	4	—	—
1847	56	174	71	—	68	35	74
1849 ～1853	28	201	100	—	31	70	79
計	87	393	185	—	103	105	153

た新聞の統制に関する法律を立案した。一八三四年四月以降、リヨンで新たに罷業が開始され、同年四月には団結禁止強化法案に反対する罷業がパリにおいて行われた。これらの罷業は、軍隊の出動によって抑圧された。同月、二〇名以上の結社の許可制を定める一八一〇年刑法典第二九一条を加重して、二〇名以上の結社を一切禁止する改訂がなされた。一八四〇年七月から九月まで広汎な分野を含める罷業が行われたが、これらは前記パリの罷業と共に一種のゼネストであった。実際に、この年の争議件数は統計上も異常に多くなっている。その後、一八四四年のリヴ・ド・ジエ (Rive-de-Gier) 鉱山の罷業等多くの罷業が行われ、それらの罷業での主要な要求事項は、賃金値上げ、労働時間短縮、労働災害補償、退職基金設置、団結の自由、労働者手帳制度廃止等であった。その他にも、多数の被検挙者を出した罷業として、一八三五年、マルセイユのパン職人、一八三七年、シャラブルの製糸工、一八四〇年、パリの仕立職、靴修理工、指物師、石工、高級家具製造人、錠前工、機械組立工、一八四一年、パリの壁紙印刷工、銅溶鉱工、一八四二年、マンドの靴修理工、トゥルコアンの羊毛製紙工、パリの左官、活字鑄造工、一八四三年、パリのボタンかけ職人、革なめし工、土方、仲仕、ベルネとレンヌの紡織工、リヨンの帽子製造人、ブールジ、クレルモン、エロー、ロゼールの織工のものがある¹⁵⁾。当時のコアリシオンに関して、刑事事件として起訴されたものを労働者側と使用者側について対比してみると三二頁所載のようになる¹⁶⁾。

(1) 一七八九年一〇月にはじまる教会財産の没収をめぐる議会の討論のなかで、シエイエスやミラボーの一般利益の名における没収の正当性の主張が勝利し、一七八九年一月二日に、三四六対五六八で教会財産没収案を可決。祭祀費用、司祭達の生活費、貧困者の救済にあてる財源とされた。そして、売却までの当面の措置として、これらの財産を担保としてアシニア紙幣が発行された。

(2) アシニア紙幣は、一七九〇年より一七九六年三月十八日まで流通したが、新たに土地手形 (tanda territorial) に変る。

(3) 「一七九六年の豊作により食糧危機が減じられたにせよ、政府は貨幣危機と財政危機によって喘いで居た。……国庫は総裁政府の初めからからっぽであり、アシニア紙幣の原版はもう動かない。労働者はパンの欠乏からストライキを行っているのだ。」(ポール・ニコル、フランス革命、金澤誠、山上正太郎共訳、一三三頁)。

- (4) 労働者手帳は、既に一七四九年に離職制限処置として定められていた解雇状制度を一七八一年に手帳制に切り換えたもので、その後廃止されているが、一八〇一年法が復活し一八〇三年法がその詳細を規定した。
- (5) 《Injustement et abusivement》。この語句は、一八四九年法により削除される。
- (6) 使用者側の違反については、禁錮及び罰金のうちその一つが選択され、罰金は一〇〇―三〇〇フランとされる。他方、労働者については罰金刑はなく、すべて禁錮刑とされ刑期は上限三ヶ月とされた。共和曆六年芽月二二日（一八〇三年四月二二日）法は次のようになっている。
- 一八〇三年四月二二日法
- Art. 6. — Toute coalition entre ceux qui font travailler des ouvriers, tendant à forcer injustement et abusivement l'abaissement des salaires, et suivie d'une tentative ou d'un commencement d'exécution, sera punie d'une amende de 100 Francs au moins, de 3,000 Francs au plus, et, s'il y a lieu, d'un emprisonnement qui ne pourra excéder 1 mois.
- Art. 7. — Toute coalition de la part des ouvriers pour cesser en même temps de travailler, interdire le travail dans certains ateliers, empêcher de s'y rendre et d'y rester avant ou après certaines heures, et en général pour suspendre, empêcher, enclêtrer les travaux, sera punie, s'il y a eu tentative ou commencement d'exécution, d'un emprisonnement qui ne pourra excéder 3 mois.
- Art. 8. — Si les actes prévus dans l'article précédent ont été accompagnés de violences, voies de fait, attroupement, les auteurs et complices seront punis des peines portées au Code de police correctionnelle ou au Code pénal, suivant la nature des délits.
- (7) 第二九一条、第四一四―四一六条の根底には、契約自由の原則、経済自由主義の原則の二原則が存在する。価格の自由設定の保護という観念の中には労働の価格も含まれていた。しかし、価格も賃金も、直接に公的機関によって決定されることが増加していく。J.-P. Bouère, *op. cit.*, p. 181 et s.
- (8) 同右。
- (9) (5) 参照。
- (10) 「使用者のコアリシオンは、ほとんど刑事上の訴追の対象にならなかつたことを付言しておく必要がある。『法の下での平等の原則は充足せられた……。しかし、刑事上の制裁は、労働者達にのみ適用された。』(Garçon : C. Pén. annoté, art. 414, n° 16.)」(G. Lyon-Caen : *Manuel de Droit du Travail et de la sécurité sociale*, p. 94.)
- この刑法典の制定により、ル・シャプリエ法は不必要となり、有名無実の存在となつたはずであるが、この後のコアリシオンについて、ル・シャプリエ法が適用された事実があるか否か詳かでない。
- 一八一〇年二月刑法典

Art. 414. — Toute coalition entre ceux qui font travailler des ouvriers, tendant à forcer injustement et abusivement l'abaissement des salaires, suivi d'une tentative ou d'un commencement d'exécution, sera punie d'un emprisonnement de 6 jours à 1 mois, et d'une amende de 200 francs à 3,000 francs.

Art. 415. — Toute coalition de la part des ouvriers pour faire cesser en même temps de travailler, interdire de la travail dans une atelier, empêcher de s'y rendre et d'y rester avant ou après certaines heures, et en général pour suspendre, empêcher, enclêtrer les travaux, s'il y a eu tentative ou commencement d'exécution, sera punie d'un emprisonnement d'un mois au moins et de 3 mois au plus. — Les chefs ou moteurs seront punis d'un emprisonnement de 2 à 5 ans.

Art. 416. — Seront aussi punis de la peine portée par l'article précédent et d'après les mêmes distinctions, les ouvriers qui auront prononcé des amendes, des interdictions, ou toutes proscriptions sous le nom de damnations et sous quelques qualifications que ce puisse être, soit contre les directeurs d'atelier et entrepreneurs d'ouvrages soit les uns contre les autres. —

Dans le cas du présent article et dans celui du précédent, les chefs ou moteurs du dit pourront, après l'expiration de leur peine, être mis sous la surveillance de la haute police pendant 2 ans au moins et 5 ans au plus.

(11) J.-P. Bouère, op. cit., p. 28, note 4.

(12) 暴動をともなう罷業は、機械打ち壊しという反抗形態がしばしばであった。その数は一八三〇年から一八三四年頃が多かったとされるが、本文に示した統計にもそれがあらわれている。

(13) リヨンでは、一八三一年蜂起の前に、一七四四年のヴォカンソン暴動、一八〇七年のジャカール暴動がある。

(14) Dolléans, Debove, op. cit., p. 247 et s.; J. Montreuil, op. cit., p. 67 et s.

(15) J. Montreuil, op. cit., p. 124.

(16) 本表は Dolléans, Debove, op. cit., p. 245. が Association professionnelles ouvriers, Paris, Imprimerie nationale, t. I, p. 27 et 40. から引用したものである。使用者側の表が一八二五年—一八四五年、一八四八年の部分に欠いているのは、原表に記載されていないためであるとしている。

第三節 一八四八年革命とコアリシオン

コアリシオンの承認は、一八六四年法を待たなければならないが、たとえ一時期のみであったとしてもコアリシオンが

承認されたと見える状態が実現したといえるのは、厳密には一八四八年がその時期といえよう。しかし、労働者階級の急ぎすぎを警戒したブルジョア共和主義等の反発に遭遇して、わずか数ヶ月でこの試みは挫折し、労働者階級は、再びコアリシオンの自由の追求を一八六四年まで続けなければならなかった。

一八四八年革命に際し、ブルジョアジーと共に闘った労働者階級は、その働き分だけ自己の利益を実現する権利を主張することができた。臨時政府は、労働者に生活の安定を保障する義務を認めさせられた。この時、労働者階級が臨時政府に要求したのは、労働の権利の保障、^① 団結権の保障、人間による人間の搾取の廃止、労働の組織についてであった。そして、労働者階級の圧力は、労働権の承認、結社権の承認、植民地における奴隷制の廃止を実現せしめた。一八四八年二月二五―二九日命令は、労働の権利の宣言と共に結社の自由を宣言し、この自由は労働者の場合にもまた広く行使し得るものと認めた。ルイ・ブランの目指すところは、この命令がむしろ彼の構想する労働の組織化をねらう点にあったのであるが、労働者への結社の自由の適用ということから更に解釈を押し進めて、コアリシオンの自由もまたこれによって承認されたものと理解された。この立案を受け持ったのは、ルイ・ブランを議長、アレキサンドル・マルタン・アルベールを副議長とする労働者のための政府委員会 (Commission du Gouvernement pour les Travailleurs)、即ちリュクサンブール委員会である。

この委員会は、多くの労働立法の他に、労働紛争の仲裁に関して果たした役割も大きい。委員会は、一八四八年三月には、モンシヤナン鉱山労働者の罷業の時、団体協約を締結させた。同年四月には、鉛・亜鉛労働者について、労使間に労働時間、賃金、下請員の廃止等について団体協約を締結させ、同じ四月、採石労働の罷業にも仲裁を行った。

しかし、二月の勝利は六月事件により消滅する。リュクサンブール委員会が、労働の組織を図る短い期間の努力は、実現しようとした労働権、団結権と共に六月事件により潰えた。

ついで一八四八年八月一日法は、互に市民の軽侮と憎悪を煽りたてることによって公共の平和を紊乱させようとする

者を処罰するとした。一八四八年一月憲法第一三条は、労働権、団結権の承認を見送った⁽²⁾。その結果、結社の自由、特に労働者の団結は、この時期より事実上禁止されたと同様になった。結社の自由が明文をもって否定されたのは、一八五二年三月二五日命令による。コアリシオンの禁止は、既に述べた刑法典第四一四—四一六条が存在していたが、一八四九年一月二七日法は、これらの規定を改正するものであった。次の通りである。

第四一四条——六日乃至三ヶ月の禁錮及び一六フラン乃至三〇〇フランの罰金に処せられるもの。

一、労働者を働かせる者の間の、賃金の値下げを強制しようとする団結。その試みあるいは実行の開始ある場合を含む。
 二、仕事を同時に休止せしめ、作業場における仕事を禁止し、一定の時刻前または後に工場に立入ることを妨害し、且つ、一般的に労働を中止し、妨害するための労働者側の全ゆる団結。その試みあるいは実行の開始ある場合を含む。

前二号に該当する場合、首謀者あるいは煽動者は、二年乃至五年の禁錮に処せられる。

第四一五条——作業場の管理者あるいは事業者及び労働者で、協同して作業場の内部規律を対象にしたものとは別の制裁金、制裁という名目でまたはその名目がいかなる種類のものであっても禁制や禁止を云い渡す者は、作業場の管理者あるいは事業者側から労働者に対する場合も、労働者側から作業場の管理者あるいは事業者に対する場合も、相互に行う場合も、何ら区別なく、前条に定られる刑を科されるものとする。

第四一六条——前二条に定められる場合において、首謀者あるいは煽動者は、刑の満期後、少くとも二年間最高五年間、高等警察の監視下に置かれるものとする。⁽³⁾

諸条文の全般的な構成には大きな変動は見られないが、主要な改正点は、旧法第四一四条の「不当に且つ濫りに (injustement et abusivement)」という文言を削除したこと、労使双方共に刑を重くしたことである。従来は使用者の団結については、「不当に且つ濫りに」所定の行為をなしたものが処罰の対象になったが、使用者側についての規定からこの語を削除したために、使用者のコアリシオンの制限が幅広くなった。そして、従来は労働者側が一乃至三ヶ月、使用者

側が六日乃至一月の禁錮あるいは罰金となつていたものが、労使双方に同等の刑を科することに、刑が一様に平等に加重されたことである。この改正によつて、条文の形式としては労使の不平等性は排除されたわけである。しかし、これは、あくまで文言上の平等であり、実際には相変らず使用者への適用は少く、労働者側はあらゆる場合にコアリシオンを禁止された。この法案の審議にあつて、逆に労働者側のコアリシオンの禁止をゆるめようとする努力もなされている。ヴァレット・ウォロウスキー (Valette-Wolowska) は、「不当に且つ濫りに」という語を労働者側の方にも挿入することを提案した。この修正案のメリットは、旧条文に挿入されていなかった労働者側に関する文言中にこれを加えて、コアリシオンについて諸種の区別をする余地を作らせようとするところにあつた。このようにすれば、労働者側の団結は、それが「不当に且つ濫りに」になされた時に処罰の対象となり、それ以外は埒外に置かれることになつてコアリシオンの制限をゆるめることになる。しかし、この修正案は否決されている。その結果、労使の刑のバランスは、形式上重く平等化され、實質上は労働者にのみ重さを増した。そして、裁判所も同様の姿勢を示した。⁽⁴⁾一八六四年にコアリシオンの承認があるまでの推移は、統計上、三九頁のようになっている。⁽⁵⁾

かかるうちに、秩序党とたもとを分つた大統領ルイ・ボナパルトは、金融ブルジョアと闘つて、一八五一年一二月二日、クーデタを敢行しいかなる階層をも問はず反対者を武力で弾圧した。激しい抵抗を示した労働者階級も当然その峻厳な弾圧の対象となつた。一八五二年一月一〇日、新憲法は、大統領の任期を一〇年に延長し、第二帝制への基礎を固めた。この間、ルイ・ボナパルトは、労働者階級に対して強い態度を示しながら、他方では、ささやかな社会事業を行うこととでその味をうすめようとした。第二帝制確立八ヶ月前、一八五二年三月二六日法では、互助団体 (sociétés de secours mutuel) に対して、その長を国家が任命する団体には特権的な地位を与え、互助団体に対して一〇〇〇万フランの基金を与えている。その一方では、同年五月二九日、団体が救済事業のために基金を設立することを禁止している。団体構成員の相互救済が、やがては団結の基礎を強固にして、失業救済の事業が罷業への意欲を旺盛にすることをおそれたの

フランス労働争議権の史的発展と理論形成 (一)

年	件数	起訴人員	無罪	一月以上	一月未満	罰金	情状酌量
1848	94	560	124	2	399	35	285
1849	65	345	61	1	241	42	199
1850	45	329	59	14	182	74	203
1851	55	267	33	6	199	29	183
1852	86	573	199	2	396	56	308
1853	109	718	105	1	530	82	401
1854	68	315	51	13	196	55	164
1855	168	1,182	177	24	943	98	569
1856	73	452	83	4	299	96	310
1857	55	300	37		204	48	187
1858	53	269	34	1	202	32	195
1859	58	281	29		223	29	196
1860	58	297	34		230	33	213
1861	63	402	78		283	41	235
1862	44	306	44	1	199	62	294
1863	29	134	17		43	74	84
1864	21	82	9		26	47	70
合計	1,144	6,812	1,034	86	4,765	933	4,206

労働者側

年	件数	起訴人数	無罪	一月以上	一月未満	罰金	情状酌量
1854 ~1858	417	2,454	322	53	1,814	329	1,535
1859 ~1863	252	1,420	202	1	987	239	1,022
合計	669	3,874	524	54	2,792	568	2,557

使用者側

年	人員	起訴人数	無罪	一月以上	一月未満	罰金	情状酌量
1854 ~1858	49	371	162		82	127	190
1859 ~1863	26	149	28		20	101	121
合計	75	520	190		102	228	311

である。

しかし、団結禁止の政策を維持しながらも、革命以後の初期における徹底した経済自由主義はようやく矛盾を深め、何らかの意味での国家の介入の必要性を生ぜしめるに至る。国家の介入要因としては、経済的要因と政治的、イデオロギック的要因が挙げられる。⁽⁶⁾ 前者は、産業の発達、集中化、機械主義の発展、労働者階級の量的増大により、国家は労働者階級の事情を考慮に入れなければ革命以後の秩序を維持できなくなってきたこと、後者は、一八四八年の普通選挙制の到来や経済自由主義とその濫用を批判する見解が輩出しはじめたことである。この国家介入は、二つの傾向を労使間に引き出す。一つは、自由主義の濫用への救済策が、共通利益を協議する労使の団体、いわば再編成された同職団体、ネオ・コルポラチストを作り出すことと、二は、登場しはじめた社会主義者達の主張により、富の配分、生産について、全くの私的なインシアチヴにかかる自由経済制度よりも協議による結社制度にとって代える方が望ましいし可能であるとする考え方が生まれてくることである。⁽⁷⁾

(1) 菊谷達彌「労働権思想の発展とその法的反映——フランス法における系譜と視座——」、「現代の生存権」荒木誠之先生還暦祝賀論文集、一八八頁以下。

(2) 菊谷、前掲論文、一九一頁以下。

(3) Art. 414. — Sera punie d'un emprisonnement de 6 jours à 3 mois, et d'une amende de 16 francs à 3,000 francs : 1. Toute coalition entre ceux qui font travailler des ouvriers, tendant à forcer l'abaissement des salaires, s'il y a eu tentative ou commencement d'exécution; 2. Toute coalition de la part des ouvriers pour faire cesser en même temps de travailler, interdire le travail dans un atelier, empêcher de s'y rendre avant ou après certains heures, et, en général, pour suspendre, empêcher, enclêtrer les travaux, s'il y a eu tentative ou commencement d'exécution. — Dans les cas prévus par les deux paragraphes précédents, les chefs ou moteurs seront punis d'un emprisonnement de 2 à 5 ans.

Art. 415. — Sront aussi punis des peines portées par l'article précédent, et, d'après les mêmes distinctions, les directeurs d'ate-

lier ou entrepreneurs d'ouvrages et les ouvriers qui, de concert, auront prononcé des amendes autres que celles qui ont pour objet la discipline intérieure de l'atelier, des défenses, des interdictions sous le nom de damnation ou sous quelque qualification que ce puisse être, soit de la part des directeurs d'atelier ou entrepreneurs contre les ouvriers, soit de la part de ceux-ci contre les directeurs d'atelier ou entrepreneurs, soit les uns contre les autres.

Art. 416. — Dans les cas prévus par les deux articles précédents, les chefs ou moteurs du dit pourront, après l'expiration de leur peine, être mis sous la surveillance de la haute police pendant 2 ans au moins et 5 ans au plus.

(4) Cass. crim., 24 février 1859, D. P., 1859, 1, 188, S. 1, 630. 「あるいはそれ以上の工場の労働者が、協議に基づいて行動し、作業場を同時に放棄するときは、賃金の決定に関しあるいは各日の労働時間の決定に関して、諸規則に定められている予告をなした後といえども、常に使用者に対する強制と圧迫が存する。かかる要求の理由が、それ自体として適法なものであるかどうかは、この際にして重要なことではない。」

(5) J. Montreuil, op. cit., p. 125. 労使の対比は、Dolleans, Debove, op. cit., p. 320. の表に基づいて作成した。

(6) J-C. Javillier : Droit du Travail, p. 68.

(7) idem, p. 68-69.

第二章 一八六四年法の成立と争議行為

第一節 一八六四年刑法改正とコアリシオンの自由

第二帝制の時期は、フランス資本主義が飛躍的に発展したときである。⁽¹⁾一八四八年以来欧州全土を押し込んだ経済革命は、フランスでは、第二帝制の下で近代資本主義の体制を確立させる。それに、かつて一八四八年革命当時に、パリ、リヨン等の限られた商業都市でのみ出現していた階級対立を全国的な規模に拡大した。一八五〇年から一八七〇年の間に、労働者数は一一〇〇万に増加している。近代的大規模企業の発展は、未だ解消していないふるい型の手工業職人達と新しい型の労働者群の混合の上に強行されていく。

この時、労働者階級に大きな希望をもたらしたのが、一八六二年のロンドン万国博覧会の開催であった。この博覧会に出席したフランスの労働者代表達は、そこでイギリスの労働運動の現実を实地に知る機会を持ち、多くの教訓を得た。イギリス労働者による団結権獲得闘争は、フランスの労働者代表達に、組合の連合、同盟罷業、相互扶助組織、労働者教育、国際的連帯等について自己の経験を補足させた。フランスの労働者代表達は、この中からコアリシオンの権利、サンディカの自由を獲得する方法の示唆を見出した。帰国後、彼等により発表された報告書は、これらの内容を盛り込んだもので、これに基づき、同盟罷業の権利、集会の自由、賃金引上げ、労働時間短縮等について諸要求が出された。「博覧会があれば、その都度いつも罷業のふり返しを伴う^②」。しかし、当時の組合活動家達の主張の中では、組合結成の自由は非常に強調されているが、同盟罷業については組合の自由程には触れず、団体交渉を通じてのかなり協動的な活動の重視が見られる。これについては、当時のブルードンの影響を無視できないであろう。それにもかかわらず、労働争議が減少したわけではなく、一八六二年以来とりわけ同盟罷業が増加の一途をたどり、一八六四年に近づくに従って抑圧が不可能なまでに激しさを加えてくる^③。一八六四年二月のパリ労働者の「六〇人の宣言 (Manifeste des Soixante)」の中では言論、出版の自由と共に団結の自由が訴えられた。

ナポレオン三世は、治世初期の強行策により各階層の反発をうけ、中でも独自で彼が解決しようとした自由貿易政策が産業保護主義者達の反感を買ったことから政策を軟化させていくが、労働問題についても、労働者階級に懐柔策をとり、労働者の団結権要求活動に対して妥協を見せるようになった。その手始めがロンドン万国博覧会への労働者代表派遣であるが、これが一八六四年法への重要な足がかりとなった。一八六二年から一段と激化する労働運動は、労働条件の改善を要求して多数の罷業を生ぜしめた。特に、一八六一年三月、一八六二年三月のパリ印刷労働者の罷業は注目をあつめた。賃金率の要求、組合連合組織の承認の要請を中心とするこの罷業は、幹部を逮捕されても闘いを止めなかった。一八六二年五月二日に印刷労働者に向けられた文書の中では、国家が労働条件に介入することはできない、国家がコアリシオンの

自由の承認をすることが唯一の解決策であることが強調された。この罷業の集結後、逮捕された労働者に対する裁判で有罪が宣告されたのに対して、皇帝は、有罪を宣告された労働者達を特赦することにより労働者階級の慰撫を図った。皇帝は、この他しばしば特赦の方法により労働者階級に対する寛容さを示そうとした。労働者は、その場かぎりの恩恵を求めたわけではなく、皇帝の譲歩は次の譲歩の可能性を示す結果でしかなかった。

しかし、この時期の労働運動は、前述のように必ずしもこのようなコアリシオンの自由や罷業の自由の獲得だけを要求して行われたものではない。Manifeste de Soixante の場合でも見られるように、労働者が議会に進出して労働者の社会的権利の獲得を図ろうとする動きの中で、労働者達のある層は、罷業権よりも組合結成権の獲得を主として希望していたのである。これは、ブルードンや、その影響をうけて組合の自由、組合結成権に関心を注ぐ組合指導者トラン (Toussaint) 達の影響力が労働者達にかなりの勢力で浸透していたことによる。だから、労働者側にも、一八六四年法に反対するものがいた。反対者達は、一八六四年法は、産業における闘争を法的に作り出すものであり、よく理解しながら生活することに最大の関心を持つ人々を分裂させる事態を作り出すものであると考えた。それにもかかわらず、シャンブル・サンディカルの下でのサンディカリズムは、同時に罷業の重要性を否定しはしなかった。罷業件数は年々増加の一途をたどる。ブルードンとマルクスの対決する時期であり、一八六四年が第一インターナショナル創立の年であることを想起すべきである。

こうして、一八六三年、立法議会は、コアリシオン罪の廃止について検討を開始した。一八六三年二月十九日、政府案が立法議会に提出され、エミール・オリヴィエ (Emile Olivier—後に首相) が、法案について報告を行った。オリヴィエは、その報告の中で、労働者がコアリシオンの自由を持つ必要があることを認めた。労使の不平等がいかにして是正されるかについて、彼の観察はかなり正鵠を射たものがあつた。「労働者の立場が雇主に比して劣っていることは、固定性のない団結を想定しなくても説明される。雇主は、より発達した教育が彼に与える利益ということを除いても、彼は、重要な問題を処理し危険を冒すのに馴れているので、彼一人で充分に強力な組織を構成する。それは、雇主が自分自身の資本

だけで對抗するときも疑いがないところである。雇主が、一つの団体、特権的な企業の管理者であるときには、更に一層それは真実なことではないだろうか。その時、一人の労働者ではどれ程の圧力があるか。彼の個々の要求がどれ程の力を持つことだろうか。労働者は、彼の仲間と一致して反抗の態度を示さなければ、雇主と概ね平等な立場には立たないのである。しかし、彼は、そのために労働者が持続的な団体を結成して使用者に対抗するということを結論として引き出すとはしない。「コアリシオンは結社ということでもない。ある期間中継続される共同活動の助けで、一つの事柄あるいは一つの理想の実現を追求するために人は結合する。一定期間の共同活動によって、労働条件の改善を獲得するために人は団結する。」。それでは団結とは何か？ それは「複数の雇用主あるいは労働者間に成立し、個別的に彼等の各人に帰属する、賃金を掛引きし仕事を拒否しあるいは提供する権利を同時に行使しようとする合意である。もし一人の労働者が、何の圧迫もなしに労働条件を論議し、承認し、拒絶することができるのなら、何故に結合した複数の労働者が同じことを行うことができないのであるか？ 一人によって為されるときは無罪である行為が、多数によって為される時には、いかにして有罪となるのであろうか？」⁽⁴⁾。

一八六四年法による刑法典の改正案は、立法議會において、ファヴル (Jules Favre)、シモン (Jules Simon) 等の激しい反対を受けた。シモンはいう。法案は無益であり危険である。先ず、「人は三つの方法でのみ労働を妨げることができる」、「暴行、暴力、言葉と態度(仲間はずれにする)。最初の二つは既に罰せられている。第三番目はそうではない。何故なれば、隣人から顔をそむける権利は、気に入らないときには基本的な人権なのだから。」。それ故無益である。次いで、この法案は「危険である。何故なれば、偽計 (manœuvres frauduleuses) は何にでもあてはめられて曖昧さがある。その上、集会の権利を認めないのなら、法律は空しいものとなる。最悪の場合、何らけじめをつけることも決着をつけることもできない一つの妥協でしかない。悪いが明確な現行法の方がまだましである。」⁽⁵⁾。

立法議會では、二二二票対三六票で賛成表決を得た改正案は、更に上院の審議に移されるが、検事総長デュパンは、こ

の改正案は憲法に定められる労働の自由の原則に反するとして法案を葬るよう努力した。しかし、結局、上院においても六四票対一三票で可決された。⁶⁾これによりフランス労働法上、初めてコアリシオンの自由が承認された。一八六四年五月二五日法、刑法典第四一四乃至四一六条の改正である。厳密には、一八四八年二月二五―二九日命令でコアリシオンの自由が認められたと解釈された例があるが、この解釈が支配的な地位を獲得する前に、わずか半年たらずで消滅してしまう。そして、この一八六四年法に至りコアリシオンの自由が恒久的に認められることになる。改正条文は次の通りである。

第四一四条——暴力、暴行、脅迫あるいは偽計を用いて、賃金の値上げあるいは値下げを強制し、また産業及び労働の自由な行使に侵害をもたらす目的で労働の計画的な停止を導きあるいは維持したものは、何人も六日乃至三年以上の禁錮及び一六乃至三〇〇フランの罰金またはこれらの二つの処罰のうち一つに処せられる。

第四一五条——前条によって処罰される行為が、協同の計画の結果として犯された場合には、違反者は少なくとも二年間最高五年間、高等警察の監視下におかれる。

第四一六条——協同の計画に基づく罰金、禁制、禁止、禁則によって、産業または労働に従事する自由を侵害した労働者、雇用主及び事業者はすべて六日乃至三ヶ月の禁錮及び一六乃至一〇〇〇フランの罰金またはこれらの処罰のうち一つに処せられる。⁷⁾

これによって、コアリシオンの自由は一応承認されたわけであるが、完全な意味での団結権の承認という点からは欠陥を残していた。先ず何よりも、労働者階級は、まだ組合結成権という闘争の拠点を確保していなかったためであり、また、コアリシオン自体も種々の制約を受けていた。それ故、コアリシオンの自由即罷業の自由ということでもなかった。法案報告者のオリヴィエ自体、コアリシオンの自由を認めることによって罷業が封じ込められるのを期待していた。コアリシオンの適法性は、誠実 (honnête) で且つ平和的 (pacifique) なコアリシオンの適法性ということであった。改正法案に該当しない「過激でない」コアリシオンが適法なのであり、その区別については裁判所は自由に判断し得るとオリヴィエは

説明している。すでに一八四九年一月二十七日法による刑法典改訂の際、刑法第四一四条から《*unjustement et abusivement*》という語を削除して、労使双方について文言上平等に取扱ったときから、コアリシオンについて区別することは裁判所をはじめとして誰も考えていなかったのである。

また、改正法は、暴力 (*voies de fait*)、暴行 (*violences*)、脅迫 (*menaces*)、偽計 (*manœuvres frauduleuses*) 等を労働の自由に対する侵害罪の構成要件としているが、これら構成要件の解釈が厳格に行われて解釈の枠を制限されていくのは更に後のことである。当初は非常に幅広い解釈がなされたので、コアリシオンの自由が承認されたとはいえず、罷業はこの面から重大な制限をうけていた。コアリシオン罪は廃止されたが、その代りに労働の自由に対する侵害罪が創設され、罷業がしばしば労働の自由侵害罪の構成要件に該当する恐れのある行為を伴うものであるとすれば、その解釈いかんで罷業を抑圧する名目はたやすく用意され得る。従って、見方をかえれば、改正法は、事実上、コアリシオン罪を編成し直したものと見方もできるし、⁽⁸⁾コアリシオンの自由な行使にともないしばしば生ずるであろう暴行、暴力、脅迫等の諸行為あるいは類似行為に備える予防的処置ということもできる。⁽⁹⁾オリヴィエが、コアリシオン罪廃止により罷業の封じ込めを期待したのも、このような譲歩にかくれた反撃があったことから理解され得る。

しかし、コアリシオン廃止ということは、事実、労働者側の勝利であることに变りはなく、一八六四年法以来、ひときわ勢を得た労働階級の圧力に対抗して、雇主側もその抑圧に腐心した。そして、政府が軍隊を派遣することによって雇主側に組した例もしばしば生じた。一八六九年六月一日、サン・テイエヌ付近のラ・リカマリーで、ついで同年一月七日、オーバンで、罷業者に対して派遣軍の砲火が開かれた。前者では死者一三名、負傷九名、後者では死者一四名、負傷者二〇名を出し、発砲を命じた将校は、レジオン・ドヌール勲章を授けられた。翌一八七〇年一月、罰金制度の廃止、救済基金管理の許可を拒否した使用者に対し、ル・クルーズの金属労働者達が罷業を行った際、派遣軍はル・クルーズの町を占領した。この事件での使用者シュネーデルは、一八六四年法を通過させた立法議会の議長であった。

このように、罷業を行うに際して、事実上各種の障害が存在したことは、コアリシオンの自由をかなり色あせたものにしたが、一八六四年法がコアリシオンの自由を承認したことは、少くとも理論上罷業の自由に結びつくことであり、たとえそれが罷業（権）の法認ではなかったにせよ、その重要な第一歩であったことは疑いない。

ここで新しく提起される課題は、一は、一時的な団結（コアリシオン）の承認から持続的な団結の承認への前進であり、二は、罷業の民法上の処理である。後者については、一八六四年法が刑法典の改正としての性格を持つので民事上の解釈に何ら触れていないことから、その解釈は将来に持ち越された。前者については、一八六四年法が単にコアリシオンの自由の承認に止まり、集会、結社、組合結成権を認めたものではないことから、次の段階としてこれを要求する労働者階級の闘争が激化する。この時期には、永続的団結は、まだ一八三四年法による刑法典第二九一条の制限に服していた。しかし、一八六六年二月一二日の知事あて政府通牒は、労使関係の研究だけを目的とする集会は許されるとする見解を示した。その後、一八六八年六月六日法は、政治、宗教関係を除く集会は承認するとし、この法が施行されるまでは、集会が公共の秩序を侵害しない限り許可されるとした。更に、一八八一年六月三〇日法は、全ての集会の承認を届出主義とし、一九〇七年三月二八日法は、この届出主義も廃止した。¹⁰ 集会の自由に対して、結社のそれは、ややおくられてシャンブル・サンディカル¹¹の形を通じて労働者の場合にその制限をゆるめていく。

しかし、漸次緩和していく政策も、一八七〇年の普仏戦争により一時的に方向をそらされて停止した。戦争の敗北により、第二帝制は、一八七〇年九月四日に崩壊する。続いて民衆と労働者だけが権力を掌握した最初の出来事であるパリ・コミューン。そして、その失敗。パリ・コミューンの敗北は、労働者階級に対する激しい反動をもたらした。

一八七二年三月一四日法は、労働の停止を生ぜしめる目的を有する団体は、すべて、それがフランス領土内に存在することだけで公共の平和の侵害を構成すると宣言した。¹² しかし、一八七六年、共和派が実権を掌握して以後は、労働者階級に対する苛酷な弾圧政策は再び元に復する。一時期解散させられていたシャンブル・サンディカルは、一八七二年以来ひ

そかに組合再建運動を継続していたが、一八七六年一二月にパリにおいて労働者会議 (Congrès ouvriers)⁽¹³⁾ を持つに至り、集会、結社の自由、組合結成権の要求を打ち出した。一八七八年にはリヨンで、一八七九年にはマルセイユで労働者会議は連合した。各所に相次ぐ集会の開催は今や取締る方向もなく、一八八一年六月三〇日法は、集会の自由を承認した。他方、土木技師協会をはじめ多くの労働団体が一八七二年以来絶えず主張してきた組合結成権の要求活動は日増に高まり、一八七六年にはロックロワ (Lockroy) の法案提出、一八八〇年のフェリイ (Fery) 案の委託により、ワルデック・ルソー (Waldéck-Rousseau) の内閣が真剣に検討するところとなった。⁽¹⁴⁾ 法案は、下院においてタルジエ (Targé) の報告により、上院においてトラン (Tolain) の報告により表決された。一八八四年三月二一日法、組合結成権の承認が実現した。一八八四年法は、ル・シャプリエ法と刑法第四一六条を廃止した。そして、従来一八三四年四月一〇日法が、労働者の組合結成を刑法第二九一条乃至二九四条の結社の制限に関する規定の下に置いていたものを、以後この一八三四年法が労働組合に適用されないことを宣言した。ル・シャプリエ法はすでにその機能を果さないままに残置されていたが、ここにおいて完全に終焉した。コアリシオンの自由。罷業の自由。組合結成の自由。「デモクラシーの私生児は、準正せられ適法な身分占有が認められた」。⁽¹⁵⁾

- (1) 第二帝制下におけるフランス労働運動については、主として、Dolkans, Dehove, op. cit.; Montreuil, op. cit.; Jean Bron: Histoire du Mouvement Ouvrier Français, tom. 1; Jean Bruhat, Mare Plot: Esquisse d'une Histoire de la C. G. T.; François Barret: Histoire du Travail. 244p.
- (2) J. Montreuil, op. cit., p. 126.
- (3) 特に、V. J. Bron, op. cit., p. 187 et s.
- (4) Note de Maxime Leroy, Proudhon, De la Capacité Politique des Classes Ouyrières, 1863, œuvres complètes, Skakine, Genève-Paris, 1982, p. 385-389.

- (5) J. Montreuil, *op. cit.*, p. 126-127.
- (6) J-P. Bouère, *op. cit.*, p. 32.
- (7) Art. 414. — Serà punie d'un emprisonnement de 6 jours à 3 ans et d'une amende de 16 francs à 3000 francs, ou de l'une de ces deux peines seulement, quiconque, à l'aide de violences, voies de fait, menaces ou manoeuvres frauduleuses, aura amené ou maintenu, tenté d'amener ou de maintenir une cessation concertée de travail, dans le but de forcer la hausse ou la baisse des salaires ou de porter atteinte au libre exercice de l'industrie ou du travail.
- Art. 415. — Lorsque les faits punis par l'article précédent auront été commis par suite d'un plan concerté, les coupables pourront être mis, par l'arrêt ou jugement, sous la surveillance de la haute police pendant 2 ans au moins et 5 ans au plus.
- Art. 416. — Seront punis d'un emprisonnement de 6 jours à 3 mois et d'une amende de 16 francs, ou de l'une de ces deux peines seulement, tous ouvriers, patrons et entrepreneurs d'ouvrage qui, à l'aide d'amendes, défenses, proscriptions, interdictions prononcées par suite d'un plan concerté, auront porté atteinte au libre exercice de l'industrie ou du travail.
- 当時の争議権をめぐる事情についての邦文文献として、大和田敢太「フランスにおける罷業権の生成過程について——一八六四年法とコアリシオンの自由について——」法學論叢一〇二巻二号、一〇三巻六号。
- (8) G. Lyon-Caen, *op. cit.*, p. 94.
- (9) Garrand : *Traité du Droit Pénal*, 1902, t. VI, p. 97 et s.
- (10) 「これは全く教会と国家と分離せる為から生じた豫料せざる結果であつた。これを団結自由主義が巧に利用したに外ならない。」アンリ・カピタン、ポール・キューシュ、労働法提要、星野辰雄、石崎政一郎訳、八一頁。
- (11) 組合結成権は認められないが、*chambre syndicale* は許可されたので、この形の下で多数の連合体があらわれる。青銅鑄物工、製本工の委員会のような職種別委員会や、更にそれを地域的な基盤を持つ地域連合に拡大したもの、全国的な規模を持つ職種別全国連合等大規模なものがあらわれる。この連合が C・G・T のパターンとなる。この設立指導者ユーージェヌ・ヴァルラン（パリ・コミューンの時暗殺された）は、前記製本工委員会の発起人でもある。
- (12) この法律は、フランス労働者とインターナショナルとの関係を断ち切ることを目的としていたのであり、内容は団結禁止についてだけではなかつた。名称のいかんを問わず、特に国際労働者協会という名称によって、公共の平和に反して職場を去り、所有権及び家族の廃止を煽動する目的を有する団体（国際団体）を禁止した。そのようにみなされる団体がフランス領土内に存在することは、その団体がたとえ支部として存在しても禁止の対象になった。この法律は、一九一〇年に正式に廃止される。
- (13) 一八八四年法成立当時までの *congrès ouvriers* の事情については、Léon Blum : *Les Congrès Ouvriers et Socialistes Français*, t. 1,

1876—1885. が詳細である。

- (14) 一八八四年法成立の事情については、Georges Lefranc : *Le Mouvement Syndical sous la Troisième République*, p. 28 et s. が詳しく。
 (15) «*l'enfant naturel de la démocratie avait été légitimé et mise en possession d'un état-civil régulier.*» (E. Martin-Saint-Léon : *Les Société de la Nation*, p. 200, cité par J-P. Bouère, op. cit.)。

第二節 グレーヴとコアリション、アンシアンシオン

こゝで問題されてきたコアリションという概念は、同盟罷業 (grève) とも作業所閉鎖 (lock-out) とも、また集团的労働紛争 (conflit collectif du travail) とも異なる。coalition が grève と異なることは、すでにオリヴィエが一八六四年法の立法過程で、grève は coalition の結果として生ずることは可能であるが coalition ではないと指摘している⁽¹⁾。また、ピックは、coalition が grève と同義語と考えるのは不正確であるとして、例を戦争によつて、coalition が最後通牒であるとすれば、grève は宣戦というようなものであるとしている⁽²⁾。もともと、coalition は grève という言葉の発生とは関係なく、grève が同盟罷業という觀念に結びついたのは、周知のように、パリ地方の失業者や職を離れたもの *le sans travail* 達が、かつてパリ市庁付近の広場で、セーヌ河岸の一時期処刑場であった Grève 広場⁽³⁾に集つて氣勢をあげたのを、人々が grève すると表現しはじめたことによる。grève という語は *Dictionnaire d'Economie Politique de Guillaumin*, 1853. にはまだ記載されていず、そこには coalition のみ記載されていた。そして *Dictionnaire de l'Académie Française* が一八七七年の第七版で、はじめて grève という語を採り挙げたとされている⁽⁴⁾。この語がその時にはじめて生れたのではないにしても、両語が市民権を得るに至つた相対関係を理解する必要がある。coalition と grève は、こゝしておよその相対的位置づけを知ることができる。

一八六四年法に至るまでのコアリション罪は、事実上は殆ど労働者が対象とされたことを見てきたが、理論上は労使双

方に適用されるものであり、使用者が処罰の対象になったこともあった。そこで、*coalition* と使用者側の行為という関係で、*coalition* と *lock-out* との関係が生ずる。コアリシオンということを通じて労使の力関係を眺めるとき、法理上の構成は別として、労使紛争の場での事実上の武器としては *grève* と *lock-out* を並列に見ることができる。コアリシオンの自由は、コアリシオンがその結果としてある状態を発生させる場合に、それは必ずしも *grève* としてあらわれるとは限らず、異なる型態としてあらわれても一八六四年法の定める構成要件に該当する事実が存しない限り許容されたのである。すなわち、コアリシオンは、労使双方の手段として予定され、この点で理論上区別する理由はなかったのである。コアリシオンという一時的な性格を有する形が生ずるとき、「これらの集団は最もしばしば労働条件の修正を目的とし、その活動手段として労働の協議された停止を行う。すなわち、労働の拒否が労働者達からなされるときは *grève*、作業所閉鎖が使用者によって決定されるときは *lock-out* である。」⁽⁵⁾ ということになる。こうして、コアリシオンは、*grève* や *lock-out* の「かなり普通の前提 (*le prélude assez ordinaire*)」⁽⁶⁾ となる。そこで、オリヴィエのいうように、*grève* はコアリシオンの可能な一結果なのである。しかし、*grève* は常にコアリシオンを前提として生ずるが、*lock-out* は常にコアリシオンを前提とするとは限らない。すなわち、コアリシオンは協議 (*concert*) という観念を包含している。この協議という観念は、労使紛争の中で集団性の概念を決定する必須の要素である。ロック・アウトは使用者の集団の決定によることも、単独の使用者の決定に基づくことも可能である。したがって、もし単独の使用者によりロック・アウトが行われるならば、そこには *concert* は存在しないことになる。すなわち、この場合のロック・アウトは、コアリシオンと関連を有しないこととなる。⁽⁷⁾ この意味で、ロック・アウトは、実際上はコアリシオンと関連しない場合の方が多い。

コアリシオンは、それ自体ある目的を有する集団を形成するので、その形成する集団の性質の特徴づけが次の問題となる。コアリシオンは、その目指す結果が効果的に実現したか否かに拘らず、一つの結果を生ぜしめる前提として協議、協働するのであるから、自然その性質は一時的なものとなる。「コアリシオンは決して結社 (*association*) と混同してはなら

ない。何故かといえば、労働者あるいは雇主の結社は、コアリシオンにはない永続的な性格を有し、コアリシオンは、獲得される結果が目的を達するかあるいは反対に到達できないと認められれば、すぐ解散される一時的な団体である。⁽⁸⁾

一八六四年法の施行により、これらの区別は裁判所にとつても一つの仕事となった。ただこの場合の区別は、コアリシオンとコアリシオンに類似した団結、集団との区別であり、オリヴィエの考えた「平和的」あるいは「過激でない」という意味での正当なコアリシオンと不当なそれとの区別というコアリシオンの正当性の限界についてではない。コアリシオンとコアリシオンに類似する集団との区別は、それらの継続性、構成を超えた利益、拘束性という点に主たる区別の基準が設けられる。⁽⁹⁾ 一八六四年法の立法理由説明の際にも、コアリシオンによる集団は結社ではないと言っている。一八六六年破毀院刑事部判決では、コアリシオンは偶発的且つ一時的合致にしかすぎているが、結社はすべて一つの組織を想定するとし、コアリシオンは、あくまで *se concerter* するところにあり、*s'associer* する結社ではないと考えた。⁽¹⁰⁾ 一八六八年破毀院刑事部判決は、コアリシオンは持続性 (*permanence*) を構成し得ず、コアリシオンから引続いて残されるアソシアシオンと、コアリシオンにただ単に付随して存するアソシアシオンとは相違し、前者のみ禁止されるとした。⁽¹¹⁾

フランス法上、このような区別をしたことの主たる利益としては、コアリシオンの承認がなされたときにはいまだ結社の自由が存在しなかったことから、⁽¹²⁾ 労使紛争の場で、いかなる手段が法によって許容される集団か否かを区分する必要があったことが挙げられる。⁽¹³⁾

(1) Bouloc : *Le Droit de Grève et les Grèves*, 1910, p. 16-17.

(2) P. Pic : *Traité Élémentaire de Législation Industrielle, Les Lois Ouvrières*, 6 ed., 1931, p. 170.

(3) Marcel Piquemal : *Dans le secteur public, Du service fait à la limitation du droit de grève*, D. O., juil. 1978, p. 239. 以下「現在」のシャトル広場にあたる。シテ島のパレ通り (Boul. de Palais) から北側対岸に向かって「リポリ通り (Rue de Rivoli) に交差する場所にあたるが、人によって若干のずれがある。人が何か事件があるところのグレーヴ広場集って氣勢を上げたのは、こ

- の時期がはじめてではない。フランス大革命前年一七八八年八月二九、三〇日には、保安隊が広場に集った約六〇〇名の群衆に砲火をあげせ死傷者を出し、その後何回もこの広場で騒動が起き、常に騒動の拠点となっている。一三〇〇年代にも、例えばエチエンヌ・マルセルのパリ革命(一三五八年)でも、しばしば、グレーヴ広場は舞台となっている。本文にある時期の労働者達の騒ぎが特に目立ったということであろう。
- (4) J-P. Bouère, op. cit., p. 18.
 - (5) A. Rouast, P. Durand : Précis de Législation Industrielle, 1955, p. 282.
 - (6) P. Pic, op. cit., p. 169.
 - (7) 「ロック・アウトに関しては、それが常に集团的紛争の存在を示すとしても、それが個別的に企業の長により決定されるので、めったにコアリシオンを構成しない。コアリシオンは、企業を閉鎖するという使用者達の協議された決定を想定する。」(P. Durand, A. Vitu : Traité de Droit du Travail, t. III, p. 698.)
 - (8) P. Pic, op. cit., p. 170.
 - (9) 「コアリシオンは結社ではない。ある期間持続される共同活動により、ある事柄あるいはある考えを追い求めるために人は結合する。ある限定的な期間の共同活動によって、労働条件改善を獲得するために人は団結する。結社は、必然的に一つの組織を想定し、コアリシオンは、一時的な協働を必要とするだけである。結社は、団体の利益とは別の集团的利益を創出するが、コアリシオンは、単に各構成員の個々の利益に一層の力を与え、結社は、全体と個人との間に精神的な存在を生ぜしめるが、コアリシオンは、偶発的な接近をなすだけである。結社においては、大多数が、そこに参加していなかった者を拘束する強固さをもつ。コアリシオンにおいては、各個人の参加が不可欠であり、それは、専らはっきりと同意したものを結びつけ、常に同意を引き出す主人公である。」(Dalloz, 1864, IV, 61.)
 - (10) Cass. crim., 23 fév. 1866, S., 1866, I, p. 29. 「唯一認められるコアリシオンは、偶発的な一時的な協働でしかないが、結社はすべしべしの組織を想定する。」
 - (11) Cass. crim., 7 fév. 1868, S., 1869, I, p. 42.
 - (12) 結社の自由は、一九〇一年に承認される。
 - (13) 日本ではやい時期にコアリシオンに触れたものに、石崎政一郎「同盟罷業と労働契約」比較法雑誌、第一巻、第四号、恒藤武二「フランス労働法史」法學理論篇、恒藤武二「フランス法における団結と争議」労働法講座第七巻、外尾健一「フランス労働運動と労働争議権」季刊労働法、第一五号、宮島尚史、ロック・アウト論、勁草書房等がある。

第三節 アルバート・V・ダイシーの英仏団結法の比較

フランス争議権の発展について眺めるとき、この時期で、互に相違性と類似性を含みつつ特に相関性を顕著にするのは、フランスの一步先を進むイギリスである。この英仏団結法の相違性と類似性を法的、社会的諸条件を通して、イギリス法とフランス法の接近方法の相違を基礎にして分析したのはダイシー (A. V. Dicey) である。彼は次のようにいう。

英仏における団結法 (労働者が労働力を売る諸条件を合意に基づいて決定するため彼らが団結する権利を規制し、雇主が労働力を買い取る諸条件を合意に基づいて決定するため彼らが団結する権利を規制する法律上の法則あるいは原則の総体を意味する) の発展には、十九世紀を通じて珍しい類似性、相違性を特色として示す。

類似性

一、団結法の発展は、英仏共に三段階を経て、その日時の不一致こそあれ性質と順序ではほぼ一致している。その第一期は、フランスでは一八〇〇年—一八六四年であり、労働者の団結は刑罰をもって罰せられ、同盟罷業は犯罪であった。フランスの団結法は、一八四九年まで労使間は名目的にさえ不平等であり、その後、名目的には労働者の団結と使用者のそれは同じ地位に置かれたが、それでも労働者の方がより厳しい圧迫をうけた。この間の事情は、イギリスの団結法でいえば一八〇〇年—一八二四年であり、非常に似た現象を呈している。そして、「フランス団結法の背後には、労働組合も含まれていたであろう全階層の結社に許可を与えることを拒否し、それを根絶するように政府に付与された広大な権限がひかえていた。一八〇〇年のイギリス団結禁止法の背後には共謀罪がひかえていた。」第二期は、フランスでは一八六四年—一八八四年であり、この時期には労働者の同盟罷業は適法とされた。しかし、これは、新しく設けられた労働の自由侵害罪によって実質上無力化された。これは一八二五年—一八七五年のイギリスに似ている。この時期の団結法は、同盟罷業を違法とはしなかったが、実際上の効果の面からいえば、他の制限法規に違反することなしに同盟罷業を行うことは非常に困難であった。しかし、英仏各国の政府に付与された権力という点では非常にへだたりがあり、フランス政府に与

えられた広大な権力ということを考慮に入れて両国の類似を考えなければならぬ。それぞれの国におけるこれらの法律は、労働の自由な取引を確立しようとしたのであって、「このことだけははつきりと言いつ得るということは、一八六四年のフランスの立法は一八二五年のイギリスの団結法の下にある信念と同じ思想を表現したということである。」。第三期は、フランスでは一八八四年から一九世紀の終りまでであるが、イギリスでは一八七五年以後にあたる。この期間の両国の法律は、労働者と使用者とにかかわりなく個人の自由に対して当然与うべき尊厳と両立する程度に団結権を制限して、これを労使双方へ与えようとした。両国では同盟罷業とロック・アウトは適法であり、労働組合もまた適法な団体である。団結権に関しては労使平等である。両国の法律は、同盟罷業を行うにあたって犯しやすい強制行為 (Coercion) を処罰する。「そこでおのずから次の結論に到達する。すなわち、フランスの団結法とイギリスの団結法は、相互に非常な類似性を帯びるだけでなく、遂にはまさしく同じ目的に到達したのである。」。

二、英仏共に裁判上の解釈が団結法を修正する。判例による拘束力の程度は、フランスではイギリス程ではないので、フランスの裁判所は、時々原理的には同一の問題について、異なる裁判所が矛盾した判決を下す。しかし、フランスの裁判官は、当然に一八八四年法をその原則に従って解釈しなければならない。できれば、組合の権利と同時に個々の雇用主、労働者の権利も尊重するように、これを解釈しなければならない。彼らがこれを試みたことは明白である。また、彼らはイギリスの裁判官が直面したのと同じ問題を取り扱わねばならなかったし、将来もそうだろう。こうして、フランスの裁判所が下した判決は、その精神においてイギリスの裁判所が下した若干の判決と非常に類似している。

三、英仏共に、厳格な団結法はどの時期にもその目的を達成しなかった。職業上の団結は、フランスでは、一八六四年以前でも政府の寛容のみならず是認によって発生、存在した。行政権が団結法の厳格さを非常に緩和し得た。イギリスも、一八二四年—二五年以前でも、厳格な団結法は労働者の団結行動を鎮圧し得なかった。一八二五年団結法は、労働組合及び同盟罷業の存在と矛盾しなかった。

相違性

一、フランスの団結法とイギリスのそれとは、右の類似性があるにしても、それらは本質的に異なる原理に基づいていた。フランスでは、団結法は法律家にして個人主義者である人々によって作られた。個人主義者である彼らは、テュルゴーその他哲学的改革主義者が伝えた信念、すなわち同職団体 (corporate bodies) その他同様な団体は個人の自由と利益に反し、個々の市民の権利と国家の権利とは承認する価値があるが、同職団体等のそれは考慮されるべきではないという確信が滲透していた。だから、初期の団結法は労働組合、同盟罷業を厳格に取り締ったが、これは組合だけではなくその他の職業団体 (professional societies) と少くとも理論上は同一の立場においていたのである。結局、それらは、一般的な結社権に厳格な制限を加える必要があるという確信によって推し進められたのである。一方、イギリスでは、一八〇〇年団結法は、トリー党員によって作られた。彼らは、普通法に基づき、公益に反せず違法でない目的を達成するためには、人は適法に団結し得ると考え、営業を制限する団結は公益に反し、かかる団結に参加するものは共謀者となし得ると考えた。そこで、労働組合は営業の制限を目的とするものと考えたのである。イギリスでは、結社権はすべての人が有すべきものであるが、それが営業の制限をしようとするとき特別に制限が加えられるものと考えられ、かくて、イギリスの団結法は、普通法の一般精神と対立し例外的性質を有していた。英仏両国の団結法は、一九世紀初期にはいずれも厳格ではあったが、両者の間には以上のような相違があった。

二、フランスでは、一八八四年法までは政府の意思で労働組合の存在は思うままになった。イギリスでは、一八〇〇年においてさえ、労働組合は団結禁止法あるいは共謀罪に関する法律で処罰され、非合法 (non-legal) であった労働組合は恐らく違法な (unlawful) 団体であつたろうが、それは政府の意思で解散され得なかつた。

三、一八八四年のフランス団結法と、一八七一年、一八七六年のイギリスの団結法を比較すると、両国の団結法は根本的に同じ性質を持っているように思われるが、その見方は、両国間の本質的な相違を見落すものである。フランスもイギ

リスも、労働組合は適法団体であり同盟罷業は適法な行為であるが、フランスの労働組合は、特別立法や特権によって適法とされたのではなく、一八八四年法により定められる職業団体 (professional association) に含まれるから適法団体なのである。フランスでは、職業上の団結は国家の一般法によって支配される。一方、イギリスでは、罷業者と労働組合の地位はいまだある範囲まで例外的である。そこで、労使間の労働争議を計画、推進する行為をなす団結は、その他の目的で同一の行為をなす団結が犯罪となる場合にも有罪たることから免がれ、また労働組合それ自体は適法団体であるが、ある面では例外的立場に立っているのである。この相違の原因は、表面上はすでに指摘してきた事実の中に見出さるべきものである。フランスの法律は一九世紀の初期において、イギリスの法律と同じ程度に職業上の団結に反対し、事実、より厳格であったが、厳格であっても例外的立法ではなかった。職業上の団結に関するイギリスの法律は、厳格であっただけでなく例外的であった。そこに奇妙な結果が生ずる。フランスで明らかに成長しなかった感情、すなわち労働を規制するための職業上の団結は例外的に取り扱わなければならないという感情がイギリスで成長したのである。厳格が情実に席を譲った。すなわち、平等の否定が自然的反作用により特権の付与を導き出し、特権への要求を促進したのである。^(注)

(注) A. V. Dicey : *Lecture on the Relation Between Law and Public Opinion in England During the Nineteenth Century*, 1926, p. 468ff.

第三章 一八六四年法以後の争議行為法

第一節 一八六四年法の下での労働争議

一八六四年法、一八八四年法成立までの時期は、フランスの銀行資本の進出が開始される時期でもある。一八五二年にはフランス土地銀行 (Crédit Foncier de France)、動産銀行 (Crédit Mobilier)、一八五九年には工業商業銀行 (Société

Générale de Crédit Industriel et Commercial) 一八六三年にリヨン銀行 (Crédit Lyonnais) 一八六四年に商工業開發銀行 (Société Générale pour favoriser le Développement du Commerce et de l'Industrie) が創設されている。しかし、この時期がフランス金融資本の興隆期というわけではなく、いまだ萌芽期といふべきものであらう。また、産業の実情も大規模な工場生産と小規模な手工業生産の混合であり、むしろ、従業員が数人という小規模企業を中心であった。フランスは、現在に至るも中小企業の本産業のなかに占める比率が高い国であるが、この時期にはそれが顕著である。例えば、一八六六年の就業人口分布を見ると、就業人口四、七一五、八〇五名について、雇主が一、六六一、五八四名、従業員が三、〇五三、五二一名であり、雇主一名に対して労働者一・八三名の平均であり、ある業種では、企業主の方が労働者数より多い場合があり一人親方の数も相当程度にのぼることがわかる。主なものは下表の様な内訳である。

時代が下ると、使用者数の比率は減少し、労働者数が増加していくが、それでも、フランス産業全体で約六〇%のプロレタリアが、一〇名以下の労働者を雇用する企業で働いていたとされている。他方、近代工業の労働者数は次第に増加して、一企業について数千名から一万名を越えるものがあらわれてくる。⁽¹⁾ フランス経済は、その後も資本家対労働者という劃然とした図式が存在せず、中小農民、中小業者の比率が高いままであるが、それでも、新しい現象として大規模な機械生産による近代的企業の増加は否定できない重要な要素となってくる。それは、第三共和制に入ると一層はつきりとその特色をあらわしてくるが、その時期は特に労働問題の多発が注目される。次頁の如くである。⁽²⁾

これを地方別にみれば、ノール——二三五、セーヌ——一三九、レーヌ——七六、モルヌ、ソナム、ヴォージュ、イゼール、サン・アンフェール、ロワール——二八が主なものである。

業 種	総 数	企 業 主	労 働 者
建 築 業	833, 263	341, 991	491, 272
食品工業	569, 597	410, 204	159, 393
採 掘 業	147, 773	25, 949	121, 824
冶金工業	51, 966	2, 291	49, 675
織 物 業	1, 003, 946	178, 117	825, 829

フランス労働争議権の史的発展と理論形成 (一)

年 度	同盟罷業数	年 度	同盟罷業数
1874年	21	1881年	?
1875々	27	1882々	182
1876々	50	1883々	144
1877々	30	1884々	90
1878々	34	1885々	108
1879々	53	1886々	161
1880々	65	1887々	108

年	同盟罷業総数	結 果			同盟罷業による喪失日数
		成 功	和 解	失 敗	
1890	313(307)	82	64	161	1,340,000
1891	267(264)	91	67	109	1,717,200
1892	261(254)	56	80	118	917,690
1893	634	158	206	270	3,174,850
1894	391	84	129	178	1,062,480
1995	405	100	117	188	617,469
1996	476	117	122	237	644,168
1897	356	68	122	166	780,944
1898	368	75	123	170	1,216,306
1899	739	180	282	277	3,550,734
1900	902	205	360	337	3,760,577
1901	523	114	195	214	1,862,050
1902	512	111	184	217	4,675,081
1903	567	122	222	223	2,441,944
1904	1,026	297	394	335	3,934,884
1905	830	184	361	285	2,746,684

労働争議の発生した職業分野では、全罷業数に對して織物業の三九%、鉱山、金屬関係の二〇%、船舶、家具産業の一六%が目立つ。同盟罷業の約半数は、一〇〇名以下の従業員を雇用する企業について発生しているが、罷業参加者の多い事例として、一八七九年、パリの建具業の二万名、一八八四年、アンザンの一万名等がある。罷業期間は、約半数にあたる五六八件について一〇日以内、六〇件が五〇日以上、それ以外は普通一〇日から一六日の間が多い。同盟罷業の主たる理由は、賃金値上げの四七四件、賃下げ反対の二六七件、労働時間に関して四八件、職員の解雇をめぐる四〇件、職工の解雇をめぐる二八件、その他の労働条件について一〇五件となっている。同盟罷業の結果、労働者側の要求が通ったもの二五%、失敗したもの五八%、和解したもの一七%である。第三共和制成立の翌年一八七一年から一八八四年までの間、同盟罷業に際して、刑法第四一四条乃至第

年	罷業参加者総数	成功	和解	失敗	参加者100名に對する失敗率
1890	118,941	13,361	28,013	76,075	64.8
1891	108,944	22,449	54,237	32,109	29.5
1892	48,538	9,744	23,820	14,179	29.7
1893	170,123	36,186	44,836	89,101	52.4
1894	54,576	12,807	24,784	16,895	30.9
1895	45,801	8,565	20,672	16,564	36.1
1896	49,851	11,579	17,057	21,215	42.6
1897	68,875	19,838	28,767	20,270	29.4
1898	82,065	10,594	32,546	38,825	47.4
1899	176,772	21,131	124,767	30,874	17.5
1900	222,714	24,216	140,358	58,140	26.1
1901	111,414	9,364	44,386	57,664	51.8
1902	212,704	23,533	160,820	28,351	13.3
1903	123,151	12,526	89,736	20,889	16.9
1904	271,097	53,555	168,034	49,508	18.2
1905	177,666	22,872	125,016	29,718	16.6

四一六条に該当するとして起訴された労働者数は二〇三〇名であり、そのうち一八〇八名が有罪となっている。⁽³⁾

その後の労働争議件数は益々増加する。同盟罷業の民事上の効果について特に論及されるに至った二〇世紀初頭までの同盟罷業の推移は五九頁の表の通りである。⁽⁴⁾

罷業参加者数について見れば六〇頁の表のようになっている。

右の表から見て、労働争議件数が増加の一途をたどることがわかるが、同盟罷業の失敗率は一般的にあまり高くない数でている。⁽⁵⁾しかし、労使双方が妥協する件数が多いので、一方的成功率は失敗率を下廻ることになる。更に、この数値の裏には、政治的には一八六四年法への反感と、⁽⁶⁾法律的には同盟罷業は労働者側からする労働契約の一方的破棄として、成功、失敗にかかわらず損害賠償と職場復帰拒否の危険にさらされる市民法上の法的仕組みが控えているのである。

(1) ルフェーヴル、パリ・コミュニティ(上)、河野健二、柴田朝子訳、八六頁以下。また、「思いがけない証明がある。パリでは、重要な工業地帯におけるよりも、小企業が一層よくもちこたえる。一八六〇年に、パリでは一〇一、一七一人の企業者に対して、四一六、八一一人の労働者をかぞえる。七、四九二の工業企業(全体の七・四%)が、一〇人以上の労働者を雇用し、三一、八〇の企業(三一・一%)が二人から一〇人の労働者、六二、一九九の企業(六一・二%)が一人の労働者しか雇っていない。プロレタリアの圧倒的大部分は仕立屋(二〇%)、建築(二一%)、食品(九%)、家具(九%)およびバリ製小間物生産(八%)、つまり消費財生産において働いているのであって機械化と集中が一番進んだ部門においてはではない。パリの労働者のわずか一〇%だけが、職人的あるいは半職人的企業ではない大産業で働き、言葉の正確な意味でのプロレタリアートを構成する。」(同書九一頁)。

(2) E. Levasseur : Questions Ouvrières et Industrielles en France sous la Troisième République, 1907. で引用される Recherches statistiques sur les grèves; Turquan, Institut International de statistique, session de 1889.

(3) E. Levasseur, op. cit., p. 650.

(4) *idem.*, p. 700. 一八九〇年、一八九一年、一八九二年については、総数があわなない。結局、四、一九四件の罷業に対して四、一七八件が、参加総数九二四、四八六名に対し九二二、〇八〇名が明らかであり、一六罷業と参加者二、四〇六名については不明

である。第三共和制下の罷業の実態については、E. Levasseur, op. cit., p. 642 et s. 及び J. Montreuil, op. cit., p. 231 et s. が詳細である。

H. Sney : La Grève, Traité de Droit du Travail, p. 72 et s. が同様の表を載せている。ただし、前表では同盟罷業の喪失日数を一〇〇以下四捨五入、後表では争議参加者総数を一〇〇以下四捨五入している。

(5) 一八九五年には、C・G・T が発足し、一九〇六年はアミアン憲章の年である。また、この時期は革命的サンディカリスムの発展期であり、一九〇八年には Georges Sorel : *Réflexions sur la Violence* が発表される。彼は、この中で、少数者で支配されるある社会秩序の組織を押しつける目的を有する権力 (force) と、この秩序の破壊を目指す暴力 (violence) を区別し (idem, p. 256 et s.)、罷業の中に暴力の機能を見出し、それがプロレタリア総罷業の形態により至高の具体的発現となると考える (idem, p. 167 et s.)。しかし、彼の理論は各国の左右両翼に思想的影響は与えるが、フランス労働運動の主流にはなり得なかった。

(6) パルテロー・ヴィルヌーヴとデルソルは、一八七一年七月一日、議会報告で「遺憾な一八六四年法は産業を危うくし、多数の労働者を悲惨に導いた……」と述べ、一八七二年には、議会の労働者階級的情況に関する調査委員会は、議会にこの法律の廃止提案をしつゝる (E. Levasseur, op. cit., p. 642.)。

第二節 争議「権」と争議の「自由」

一八八四年法により、組合結成権が認められ、刑法典第四一六条の *mise à l'index* の規定も廃止されてより、コアリシオンの自由は同盟罷業の自由に通ずるということがほぼ言い得られる状態となった。ここで、罷業行為に対する刑事上の免責は一八六四年法の下で当然に認められるが、民事上の免責もまた一八六四年法、一八八四年法の下で認められるに至ったと理解されるべきであるとする考え方が殆頭してくる。このような考え方の基礎には、一八六四年法が明文をもってでなくとも暗黙裡に罷業「権」を認めたと解する理解のあり方が存在する。他方、これとは反対に、一八六四年法は罷業行為そのものの刑事上の違法性を排除したに止まり、この限りにおいて同盟罷業を行うことの「自由」が認められたのである、これをもって直ちに罷業「権」の承認と解することはできないとする立場も生ずる。この両者の対立は、結局は罷業権の権利性如何という点に關しての見解の相違であり、この対立は、背景として一九四六年以前における実定法の状

態があることに留意が必要である。一九四六年憲法がその前文において争議権の宣言を行うことにより、この対立はニュアンスの異つたものになるのである。一九四六年憲法以前においては、憲法前文、本文にかかわらず罷業「権」に関する一切の明文を欠いていた。この事情の下で、罷業「権」の存在を主張する立場は、一八六四年法による同盟罷業の自由を真に効果あらしめるための好意的な努力としてあえて権利の存在を主張したものと見ることができ、他方、罷業権の存在を否定し、同盟罷業の自由のみを認めようとする立場は、その主張の意図が奈辺にあるかは別として、紛争解決の法的訴訟実務から見れば、むしろ前者よりも当時の時点としては論理的であるとさえ考えられる。しかし、後の一九四六年憲法での争議権の明示的宣言が、争議権承認あるいは確認のための一貫した努力の結実であることを考えれば、前者の果たした役割の大きさは否定できない。

そこで、一八六四年法の下での罷業「権」の検討は、以下の前提を考慮に入れてなさるべきである。

一、一八六四年法は同盟罷業自体の刑事法上の違法性を排除した。すなわち、一八六四年法の下においては、同盟罷業の違法性は刑事法上の領域以外の問題であること。

二、一八六四年法、一八八四年法も罷業の権利に関する一切の明文を欠いていること。

三、一八六四年法、一八八四年法の下では、学説、判例は殆ど常に公役務 (*service public*) における同盟罷業を違法と考えた。この意味で、同盟罷業の違法性の有無についての論議は私的分野における問題であったこと。

四、罷業権は、法律的には労働者個人に属する一種の職場放棄権あるいは職場放棄の自由の総合として考えられること。争議権が本来個人に属する権利であるとする考え方は以後今日までフランスに伝統的なものである。

新たに設けられた労働の自由侵害罪に該当する集団行動は刑事上の制裁の対象となるわけであるが、しかし、それ以外のコアリシオンは自由であり、したがって、労働者達が労働条件改善を獲得するためにコアリシオンを行えば、コアリシオンが同盟罷業の可能な前提であるかぎり、それは事実上同盟罷業に移行していく。その結果が有効にかちとられたか否

かは厳密にはすでにコアリシオンの機能の外にあるが、何れにしても労働者のコアリシオンは具体的結果として労働者の職場放棄を生ぜしめる。したがって一八六四年法がコアリシオンの自由を承認したということは、労働者の職場放棄の可能性を認めたことであり、労働者が労働条件改善のための職場放棄を、一つの法律が論理的可能性として認めたことは、その利益は権利につながるものと見ることもできる。これについて、一八六四年法の法案報告者オリヴィエは、立法議會における報告の際、「刑法は諸権利の宣言をなすにしても、通常の宣言とは反対に、それは沈黙を守りながら許すのである。」⁽¹⁾と言っている。そして、権利の宣言の方法は、刑法がある行為を罰しないことよっておのずから行われるわけであり、禁止されないものは許されるという論理が前提となる。彼によれば、「刑法は許される事柄を述べるのではなくて、単に禁じられる事柄を述べているにすぎない。すなわち明文をもつて禁止されず且つ罰せられないものはすべて許される。」⁽²⁾のである。禁じられないことが直ちに権利の存在となつて表象されるならば、それは禁止される以前においてすでに権利として存在していたと見ることもできる。ティルルモン (P. Trilemont)⁽³⁾、セブロン (M. Cestron)⁽⁴⁾、クリテスコ (V. Crtesco)⁽⁵⁾、ボールガール (M. Beuregard)⁽⁶⁾等の主張するように、禁止条文の存在とは何ら関係なく存在しながらもその機能を停止せしめられている権利が、もっぱら制限的な性格を示す刑法条文の撤廃によつて停止を解かれて本来の権利の姿となつてあらわれるのである。

これに対して、ルヴァッスール (R. Levasseur, E. Levasseur)⁽⁷⁾、ラヴィニニュー (P. Lavigne)⁽⁸⁾、ロージエ (M. Laugier)⁽⁹⁾、ジェーズ (J. Jazez)⁽¹⁰⁾等は、同盟罷業は単に自由にしかすぎない。許されたことがすべて権利を構成するものではないとする。そして、ジェーズは疑問を提出する。「個々人の同盟罷業は……一つの権利ではなく、それは一つの行為である。この行為は罪にあたるべきものではないが、これを犯罪とする刑事法の廃棄は、罰すべきでないすべての行為を権利として分析し得ない限り、その行為を実定的内容を有する権利として変容したわけではない。」、「各人はパイプをふかす権利を有して居り、個々人はパイプをふかす為に協議する権利を有する。雇用主として作業場内で喫煙することを禁止するの

は、パイプをふかすこの権利? に対する侵害であろうか?」⁽¹¹⁾。

また、同盟罷業の権利性を否定する立場には、罷業「権」の承認は、労働者側を有利にし労使の不平等をもたらすとする発想形式も見られる。解約予告期間を遵守せずして突然に解約される相手方は損害賠償を請求し得べきなのに、労働者側にこれを権利として承認することは、労働者側は解約予告期間も守らず、その違反を追求されることもないということになり、このような不公平な取扱いを立法や判例によって認むべきではないという如くである。⁽¹²⁾ たしかに、「何世紀もの間犯罪であったことを自然権のように考えることはまったく困難である。許されることがすべて必然的に一つの権利を構成するものではない。権利は充分明確にされた一つの特権である。したがって、この実定法的性格がないときは、もはや個人がその行動の自由に従って民法、刑法の一般的枠内において行動することができるといふ事実が存するのみである。同盟罷業はしたがって一九四六年以前では一つの権利ではなかった。何故なればその行使が保護されなかったからである。その上罷業は殆どの場合契約関係の面で……適法な行為ではなかったのである」⁽¹³⁾。

判例が常に同盟罷業を罷業者による労働契約の一方的解約の意思表示としてのみ考えたいわゆる断絶説に対する激しい非難(停止説)は、表面上に契約の断絶か停止かの法構造の理論づけを押し出しながら、その底部では労働者の争議行為を法律上の権利にまで高めようとする不断の志向を含んでいたのである。

コアリシオンが承認され組合結成権が認められているのであるから、法が保護すべき利益の存在ということについてはまさしく権利の内容的側面を具備していると言い得る。他方、権利が究極的に権利たることを貫く訴訟法上保護される実定法的、機能的側面を欠いていたことは否めない。それにもかかわらず、当時でも罷業「権」という言葉が多く用いられたのは、コアリシオン、組合結成を認めるからには、それが可能性として包含するあらゆる結果と共に承認するのでなければ承認の意味を真に果さないという点で、これを真の権利たらしめようとする願望あるいは経済的、社会的弱者に公平な当事者たる地位を追い求めようとする社会正義の感情が底流にあつたのであり、この趨勢の中にあつて、裁判所さえも

判決文の中にしばしばこの権利という用語を用いているのである。

- (1) J-P. Bouère, op. cit., p. 176 (Rapport au Corps législatif, D. P., 1864, 4, 60.).
- (2) E. Olivier : Le loi des coalitions, Revue des deux mondes, 1^{er} juill., 1901, p. 5 et s.
- (3) P. Trillemont : Etude sur la nature juridique de la grève et de l'abus du droit de grève, 1904, p. 28.
- (4) M. Cesbron : Le droit de grève et ses limites, 1917, p. 37 et s.
- (5) V. Critesco : Essai sur le fondement juridique du droit de grève, 1921, p. 87.
- (6) 「ポールガールは、刑法第四一九条の例外として、独占は労働に関して許されるということに注意を喚起し、『禁止に対する例外は、これについての利益を享受する者のために一つの権利を設定する』と答えた。しかし、これは生産物の独占と労働者のコアリシオンとの間の同一視を極端に押し進めたものであり、後者に関しては契約者が存在しているのである」(J-P. Bouère, op. cit., p. 176.)。ポールガールの主張は「Séance et travaux de l'Académie des Science morale et politique, 1908, 1^{er} semestre」でヴァッスールの「Y a-t-il un droit de grève ?」に答えたものである。
- (7) R. Levasseur : Y a-t-il un droit de grève ? Séance et travaux ..., op. cit., p. 2.
- (8) P. Lavigne : Le travail dans les constitutions françaises (1789-1945), 1946, n° 89 s.
- (9) M. Laugier : Analyse et effets de la grève, 1954, p. 49.
- (10) Revue du droit public et de la science politique, 1909, p. 499 et s.
- (11) この考え方は、当時、かなり一般的であったと思われる。E. Levasseur, op. cit., p. 703.
- (12) E. Levasseur, op. cit., p. 703 et 708.
- (13) J-P. Bouère, op. cit., p. 176 et s. 「すでに一九〇四年五月一六日のユマニテの中で見出されるジョレスの文章は次のようなものであった。『罷業権は契約の破棄どころか労働契約の絶対的本質的条項の一つである。』。しかし、まさしく、そこに問題があった。果して、それは一八六四年法が民事上定めなかったいわゆる罷業権の契約に対する影響の問題ではなく、契約の停止あるいは断絶に应ずるこの権利の存在の問題だったのである。もちろん停止理論を承認し、かくて同盟罷業を適法行為となし、恐らくは更に一つの権利とすることは裁判所にはできなかったであろう。しかし、いずれにしても単なる刑法条文の廃止ということでは裁判所をそこに束縛することはできなかった。』」破毀院の一定不変な判例は、一九四六年まで同盟罷業は労働の個別的契約の破棄を構成することを肯定してきた。この破棄は民法典第一七八〇条が第一一三四条第二項の普通法の例外として許した期間の定めな

き契約の一方的解除としばしば同一に取扱われた。だから同盟罷業は個々の解除の総体として、並存として分析されたのである。これらの諸条件の中では、罷業権は第一七八〇条から取得する権利以外の何物でもなかった。」

- (14) 「罷業者には絶対的な飢餓がある。そして、彼が理想を追って頑張るのを非難する者はキリスト者ではない。つまり、労働者は、ここではモラルの側に立っているのである。彼は、それを知ることなく正義の欲望を眠らせたままでおくことを拒んで祝福の福音書を自分に言ひかかせようとするのである。」(R. d'Ounice : *Réflexions sur grève, Au seuil d'une phase nouvelle ?* (Etude), janv.-févr.-mars, 1948, p. 55, cité par Bouère, op. cit.)。

第三節 争議行為の民事上の効果論の形成

フランス法上、期間の定めなき労働契約 (*le contrat de travail à durée indéterminée*) に関しては、一九二八年七月一日法が、期間の定めなき労働契約は何時にても契約当事者の一方の意思によって破棄することができることを規定する。

ナポレオン法典(一八〇〇年八月より着手して一八〇四年に成立)は第八編第三章 (*Du louage d'ouvrage et d'industrie*) において、雇用に関する規定 (*Du louage des domestiques et ouvriers*) をおき、第一七八〇条、第一七八一条を定めた。

第一七八〇条においては、「何人も一定期間あるいは一定企業の完成のためにのみその労務の提供を約することを得。」⁽¹⁾とした。これは人権宣言の底流をなす自由、平等の個人主義を個々の労働契約においても全うするための試みとして、これに反する個人の契約を否定したのであり、当時、二重構造を示していた労働者層の構成がその基礎となっていた。すなわち、労働者構成は、勃興しつつある近代工業のそれと共にいまだ多数を占めていた小工業のいわば僕婢的労働者をも包含していた。この意味で、同条は個人の自由を剝奪する性質をもってなされる契約を禁止することにより契約を通じての封建的拘束を排除しようとした点に意義を持ち、且つ、それ以上のものでもなかった。第一七八一条は、「給料額について、すなわち従前の年の支払額および当年度の支払額に関しては、雇用主の申立を信頼する。」と規定し、雇用契約に関し賃金をめぐって労使の紛争が生じたとき雇用主側の主張を信用する立場をとり、前条の自由、平等の精神に背いて平等主義

を捨てた。しかし、この不平等規定は、一八六八年八月二日法により廃止されたので、それ以後は第一七八〇条がほとんど唯一の基本的条文となった。民法が期間の定めなき契約の当事者による任意の一方的解除を規定しながら、他方においては、当事者による一方的な契約の即時解除による相手方の不測の損害を保護するための規定を挿入することを欲しなかつたので、この局面については古くからの慣習を基礎として判例を通じて確立していく他はなかつた。そして、これは労使の力関係に依じて変遷しなければならなかつたが、後に一九二八年七月一九日法により、従来の「予告期間」制度を改正して実定法として雇用関係法規の体系に組み込まれた。

期間の定めなき契約を一方の意思によつて解除しようと欲する当事者は、定められた予告期間に従つて相手方に契約解除について通告を行い、予告期間が満了すれば当該契約は解除される。この予告期間は、その地域あるいは職業部門によつてそれぞれ定められる。慣習としては、通常八日から一五日となつていたが、ルーベ (Roubaix) の毛織物工、パリの鑄物工のように予告期間のない場合もあり、一時間の予告期間という例もあつた。解約を欲する当事者は予告期間を遵守せずに即時 (brusque) に解約することもできる。しかし、契約を即時解除した当事者は予告期間に相当する補償 (indemnite) を支払わねばならない。即時破棄 (Brusque rupture du contrat (individuel) de travail) をなした当事者が使用者側であるときは、使用者は予告手当 (indemnite du delai-conge) を支払い、この額は予告期間に相当する日数に当該労働者が受領すべき賃金額に等しい⁽²⁾。予告期間の途中において残余の日数に相当する手当を支払うときは、その時において即時解除がなされたことになる⁽³⁾。予告期間に相当する手当てすなわち予告手当は損害賠償とは別個のものである。労働契約の解除が予告期間に従つてなされたとしても、それが相手方に不当な損害を与えることはあり得るが、このような場合は予告手当とは別に損害賠償の問題が生ずる。一八五〇年頃までは民法典第一七八〇条(期間の定めなき契約の一方的解除について明文をもつて規定したのは、一八九〇年二月二七日法による改正第一七八〇条であり、当時は一八〇四年旧第一七八〇条から理論的に一方的解除の原則を導きだしていた) から引き出した一方的解除の原則を形式的に解釈して損害賠

償を認めないのが裁判所の態度であつたが、一八五〇年頃より、労働契約の解約に対して権利濫用理論を適用するようになり、正当事由 (*motif justifié*) なくして労働契約を解約した当事者は、民法典第一七八〇条に基づく解約権の濫用ある行使として、予告期間の遵守の有無にかかわらず予告手当の支払とは別個の損害賠償の支払を命じ得ると解されるに至つた。これを立法的に解決したのが一八九〇年二月二七日法であり、期間の定めなき契約は当事者の一方の意思により解除し得ると定め、同時に、但書として「当事者の一方の意思による契約の解除は損害賠償の義務を生ぜしむることを得。」と規定した。⁽⁴⁾しかし、この簡単な規定は種々の異なる解釈を生ぜしめるに至り更に明確な解決の必要性が生じた。

一八九〇年法に基づいて提起された一方的解除をめぐる理論の対立は、大略三つに大別できる。第一は、一八九〇年法によって当事者の一方的解除は大きな制約を受け、爾今各当事者は一方的に自由な解除を行うことはできず、正当事由の存在するときのみ解除権を行使し得るとするプラニオール (Planiol)、アッペール (Appert) の立場である。第二は、これと真向から対立する破毀院の見解である。一八九〇年法は単に判例法の確認にしか過ぎない。当事者が解除権を行使するにあたり過失が存在することが相手方により立証される場合にのみ損害賠償義務が発生するのであり、一方的解除の原則に何らの変更も認められないとする。アンドレ (André)、ギブール (Gibourg) の説はこれに組する。第三は、契約解除に際して解除者が正当事由を立証しなければならぬとする点で第一の立場に近く、一方的解除の自由は修正されないとする点で第二の立場に近づくワール (Wahl)、ラカントリー (Lacarterie) の説であつた。このような種々の見解を生ぜしめた一八九〇年法も、結局は判例上確立された原則の確認に止まるという点で多くの学説の支持を得たようである。しかし、解除権の濫用が、解除された側による解除者側に存する過失の立証によつてはじめて認められたにしても、過失あるときには常に、そしてその過失が故意 (*caractère intentionnel*) を必要としなかつた点では破毀院の立場は一步前進的に修正されたといふことができる。

その後、この甚だ不明瞭な一八九〇年法による解釈は、一九二八年七月一九日法によつて新しい解釈と交替する。一九

二八年法は、期間の定めなき雇用契約は何時でも契約当事者の一方の意思によりそれを解除することができること、予告期間の有無及びその期間は、その地方及び職業における慣習に従い、慣習なき場合は労働協約でこれを定めること、慣習労働協約により定められるものより下廻る予告期間を定める個々の契約、就業規則の条項は無効なること、契約当事者の一方の意思による契約の解除は損害賠償を生ぜしめることができることを規定し、同時に、予告期間の不遵守に対して認められる損害賠償と、契約当事者の一方の意思による不当な契約解除に対する損害賠償は、それぞれ別個に生じ得ることを明瞭にさせた。⁽⁶⁾一八〇四年民法典第一七八〇条、一八九〇年法(改正第一七八〇条)、一九二八年法の下における契約をめぐる各説のこの対立は、労働契約に関しては使用者側による解約権の行使、すなわち使用者による労働者の解雇ということが中心になって論じられたのであるが、労働者による解約権の行使についても原則は同一である。労働者が不当な解約をなしたときも損害賠償責任は同様に生ずる。また予告期間の定めある場合に、これを遵守せずして即時解約すなわち即時退職をなしたときは予告期間の不遵守に対する損害賠償を生ぜしめ、その損害賠償額は、労働者が予告期間中に受領すべき賃金に相当する額である。これは、使用者の即時解雇による予告手当と同じ性格のものである。したがって、契約の不当解約に対する解約権濫用に基づく損害賠償とは性格を異にし、両者は並存することがある。解約権濫用から発生する損害賠償は予告期間を遵守しなかった場合も、予告期間を遵守した場合も同様に生じ得るし、この場合には予告期間と関係なく解約権の濫用ということが相手方に与えた損害の問題になるのである。なお、労働者側に特別な性格の過失、例えば、重い過失 (*faute grave*)、非常に重い過失 (*faute tres grave*)、許し得ざる過失 (*faute inexcusable*)、十分に重い過失 (*faute suffisamment grave*)、重大なる過失 (*faute lourde*) 等がある場合には労働者の有する請求権に対する制限には種々の別はあるが、使用者による即時解雇すなわち予告なき且つ予告手当なき解雇が可能である。これは予告期間の定めの有無に關係しない。

この法的地盤の上に、期間の定めなき労働契約に関する学説、判例上の、同盟罷業の民事上の効果の論議がなされてい

くのである。一八六四年法、一八八四年法がそれについて何ら触れていないところから、不法行為責任の問題については、一八六四年法による罷業の刑事免責と共に、同盟罷業が一八六四年法等の趣旨の下に行われるときはそれ自体としてその責を問われまいとする点で広く承認されていたものの、契約責任の問題については、一九二八年法後労働法上の問題は、はされても法律上の解釈は純粋な市民法理に基づいてなされるのが初期における様相であった。⁷⁾

- (1) “On ne peut engager ses services qu'à temps, ou pour une entreprise déterminée.”
- (2) Cass. civ., 6 mai 1924, D., 1926, I, p. 217.
Cass. civ., 19 juill. 1928, D. H., 1928, p. 464.
- (3) Cass. civ., 6 mai 1924, D., 1926, I, p. 217.
- (4) “Le louage du service, fait sans détermination de durée, peut toujours cesser par la volonté d'une des parties contractantes. Néanmoins, la résiliation du contrat par la volonté d'un seul des contractants peut donner lieu à des dommages-intérêts. …”
- (5) J. Rivero, J. Savatier : Droit du Travail, 1956, p. 463; A. Rouast, P. Durand, op. cit., p. 422; René Théry : Caractères généraux de la réglementation jurisprudentielle du contrat de travail en droit français, 1913, p. 177.
- (6) この一九二八年七月一九日法は、後に、旧労働法典第二部第一篇第三三条に編入された。現在では、解雇法の改正により、一九七三年七月一三日法、一九七五年一月三日法に改正され、労働法典第一部、L二二—四條以下に規定される。
- (7) 主として Charrière : La Rupture du Contrat de Travail à Durée Indéterminée, 1933, p. 30 et s.; P. Durand : Traité de Droit du Travail, tom. II, 1950, p. 219 et s.; A. Rouast, P. Durand : Précis..., op. cit., p. 342 et s., p. 413 et s.; G. Lyon-Caen : Manuel..., op. cit., p. 118 et s.; J. Rivero, J. Savatier : Droit du Travail, 1^{re} éd., p. 463 et 11^e éd., p. 508 et s.; A. Brun, H. Galland : Droit du Travail, 2^e éd., p. 811 et s. etc.

本稿は、既発表の「争議行為と懲戒解雇——フランスの場合——」(九大法学一二三号)、「フランス法における争議行為の概念」(上)、(中)、(下)(熊本商大論集二二—二四号)、「フランス争議法の生成と理論——集団法と個人法との交錯

——」(一) (三) (熊本商大論集二五—二七号)、「争議行為の概念と集団性」(別冊ジュリスト、フランス判例百選)、「フランス法におけるロック・アウトの法理——法的性格と民事上の効果——」(海外事情研究一卷一号)の論文を圧縮、再編したものに加筆、補正し、未発表論文を追加して構成したものである。従って、前記諸論文中有る同一文章が組み込まれている部分があることをおことわりして置く。